

平成27年9月18日

総社市議会議長 剣持堅吾様

総社市議会議員定数等調査検討特別委員会  
委員長 荒木勝美

## 総社市議会議員定数等調査検討委員会調査検討報告書

本委員会に付託された事件について調査検討を行ったところ、その結果は以下のとおりでありましたので、報告します。

### 記

#### 1 調査の趣旨

議会や議員の責務と役割、また、その活動の在り方と議員定数及び報酬並びに政務活動費の関連性について、住民自治を進めて公共の福祉を向上させる観点から調査検討するとともに、その結果と根拠を明らかにして市民への説明責任を果たす。

#### 2 設置

##### (1) 議員定数等調査検討特別委員会

###### ① 設置議決

平成26年12月16日開催の本会議

###### ② 委員会の定数

23名

###### ③ 委員長、副委員長、委員の選任

委員長 荒木勝美 副委員長 頓宮美津子

委員 委員長及び副委員長を除く21名

##### (2) 議員定数等調査検討に関する小委員会

###### ① 設置議決

平成26年12月16日開催の議員定数等調査検討特別委員会

###### ② 委員会の定数

8名

###### ③ 委員長、副委員長、委員の選任

委員長 赤澤康宏 副委員長 村木理英

委員 三宅啓介 委員 深見昌宏

委員 難波正吾 委員 津神謙太郎

委員 片岡茂夫 委員 山口久子

### 3 調査事件

総社市議会議員定数及び報酬並びに政務活動費（以下「定数等」という。）について、議会及び議員活動と定数等の関連性を調査し、適正な在り方を検討すること

### 4 調査報告書

別添のとおり

# 調査検討報告書

～議員定数及び報酬並びに政務活動費の

適正な在り方について～

平成27年9月

総社市議会議員定数等調査検討特別委員会

# 目 次

	頁
1 はじめに . . . . .	1
2 特別委員会の設置 . . . . .	2
3 調査の趣旨 . . . . .	2
4 基本的な考え方 . . . . .	3
5 特別委員会及び小委員会の開催状況 . . . . .	4
6 調査事項	
(1) 議員定数の適正な在り方について . . . . .	9
(2) 議員報酬の適正な在り方について . . . . .	30
(3) 政務活動費の適正な在り方について . . . . .	45
7 まとめ . . . . .	52
8 終わりに . . . . .	53

資 料 1～15

付 録 議会活動及び活性化の主な取組

## 1 はじめに

本市議会では、議会基本条例に基づき、「議会報告会」を開催している。報告会では、議会や委員会の活動内容を出席いただいた市民に報告するとともに意見交換等も行い、議会の活性化策に反映させている。この意見交換の中で寄せられる声が、議員定数及び報酬の検討である。

また、平成24年4月、議会活性化に役立てようと『議会に関する市民アンケート』を市内の成人男女2,000人を対象に実施した（回収率37.3%）。その中では、「市議会の改革が必要だ」と回答した人（全体の51.1%）のうち、議会の課題として最も多く挙げられたのが「議員数・報酬などの検討」（63.5%）である。

また、全国的に議員自らによる議会改革、活性化を進める動きが活発化する中で、平成25年6月、本市議会でも、それまでの議会活性化の取組を基本とした総社市議会基本条例を制定した。この議会基本条例第18条及び第19条では議員定数及び報酬について定めており、それらの改正に当たっては、「行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮する」と規定している。

そして、平成26年11月、みんなで考えよう議員定数と報酬をテーマに、「議会フォーラム」を開催。250人の市民の出席のもと、議員定数や報酬について考える機運も醸成されてきている。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限は拡大し、自治体自らの責任において決定する事務が増加する中で、議会の担うべき役割及び責任も大きくなってきた。これまで以上に市政の監視及び評価並びに立法機能の強化が求められている。また、積極的に情報を公開し、より一層市民に開かれた議会を実現するとともに、市民との対話を通じて市政の課題に対する多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上に努めていく必要がある。

そこで、本市議会は、一層の市民の参加及び開かれた議会を推進するとともに、議会及び議員の責務と議会運営の基本的事項を明らかにし、市民福祉の向上のために全力を挙げて市民の負託に応え得る議員定数及びその報酬、並びに議員の調査研究や自らの資質の向上のために必要な経費の一部として交付される政務活動費の適正な在り方を自ら調査検討することとした。そのために、議長を除く議員23人で組織する総社市議会議員定数等調査検討特別委員会を設置し、その調査検討の過程を市民に公開し、その内容を報告書にまとめて説明責任を果たすこととした。

この報告書は、議員定数等調査検討特別委員会が詳細な調査検討を付託した総社市議会議員定数等調査検討に関する小委員会での調査検討結果報告書を踏まえて取りまとめたものである。

## 2 特別委員会の設置

### (1) 議員定数等調査検討特別委員会

#### ① 設置議決

平成26年12月16日開催の総社市議会本会議

#### ② 特別委員会の定数

議長を除く23名

#### ③ 特別委員会委員長，副委員長，委員の選任

委員長 荒木 勝美 副委員長 頓宮 美津子  
委員 委員長及び副委員長を除く21名

### (2) 議員定数等調査検討に関する小委員会

#### ① 設置議決

平成26年12月16日開催の総社市議会議員定数等調査検討特別委員会

#### ② 小委員会の定数

8名

#### ③ 小委員会委員長，副委員長，委員の選任

委員長 赤澤 康宏	副委員長 村木 理英
委員 三宅 啓介	委員 深見 昌宏
委員 難波 正吾	委員 津神 謙太郎
委員 片岡 茂夫	委員 山口 久子

## 3 調査の趣旨

議会や議員の責務と役割，また，その活動の在り方と議員定数及び報酬並びに政務活動費（以下「定数等」という。）の関連性について，住民自治を進めて公共の福祉を向上させる観点から調査検討するとともに，その結果と根拠を明らかにして市民への説明責任を果たすため設置した総社市議会議員定数等調査検討特別委員会（以下「特別委員会」という。）が，調査事件について詳細な調査検討を付託した総社市議会議員定数等調査検討に関する小委員会（以下「小委員会」という。）の調査検討結果を踏まえて調査検討する。

## 4 基本的な考え方

日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は合議制の議事機関として、市長は執行機関として、それぞれが異なる権限を行使して市民の意思を市政に反映させるという役割及び責任を担っている。議会は、市政の監視及び評価並びに立法機能を十分発揮しながら、市民福祉の向上及び地方自治の本旨の実現を図る責務を負っている。

地方分権の進展に伴い地方公共団体（以下「自治体」という。）の権限は拡大し、自治体自らの責任において決定する事務が増加する中で、議会の担うべき役割及び責任も大きくなっており、これまで以上に市政の監視及び評価並びに立法機能の強化が求められている。

また、積極的に情報を公開し、より一層市民に開かれた議会を実現するとともに、市民との対話を通じて市政の課題に対する多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上に努めていく必要がある。

よって、議会は、市民の参加及び開かれた議会を推進するとともに、議会及び議員の責務と議会運営の基本的事項を明らかにし、市民福祉の向上のために全力を挙げて市民の負託に応えていかなければならない。

議会は住民自治の根幹であり、議員の定数は議会制度の基礎をなすものである。

議員報酬は、地方自治法に、普通地方公共団体が支給しなければならないと規定されている。かつての名誉職制度は廃止され、期末手当を支給することができるとの法改正もなされてきた。

政務活動費は、地方公共団体が、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付することができることと地方自治法に規定され、交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることのできる経費の範囲は条例で定めることとされている。

以上を踏まえながら、地方自治の根幹である議会の議員定数及び報酬並びに政務活動費について、議会としてその適正な在り方の調査検討を行う。

## 5 特別委員会及び小委員会の開催状況

日 程	事 項	調査事項等
平成26年12月16日	第1回特別委員会	1) 正副委員長の選出 2) 今後の調査について
平成26年12月16日	第1回小委員会	1) 正副委員長の選出 2) 今後の調査について
平成27年 1月16日	第2回小委員会	1) 小委員会の傍聴について 2) 他市議会の調査内容について 3) 今後の調査検討方針について 4) 本市議会議員定数に関する経緯について 5) 今後の市民等からの意見聴取について 6) 小委員会による先進地視察について 7) 会議録について 8) 開催の周知について
平成27年 1月28日	第3回小委員会	1) 前回調査事項の補足について 2) 本市議会（委員会）・議員の権限と責務と役割（条例等による規定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総社市議会基本条例</li> <li>・ 総社市議会議員政治倫理条例</li> <li>・ 総社市議会定例会条例及び同規則</li> <li>・ 議会の議決すべき事件に関する条例</li> </ul> 3) 本市議会の議会（委員会）・議員の活動の現状 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数（議員男女比）、本会議（臨時会）開催日数</li> <li>・ 一般質問者数</li> <li>・ 常任委員会数及び常任委員会開催日数</li> <li>・ 付議事件の処理状況（提案者別議案数、可決・修正・否決件数）</li> <li>・ 請願・陳情の処理状況（採択・付採択等の件数）</li> </ul> 4) 議会（委員会）・議員の権限強化、活性化を目指した理想と目標
平成27年 2月 9日	第4回小委員会	1) 地方分権と地方議会の在り方に言及した国の審議会の答申等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省第28次地方制度調査会答申（平成</li> </ul>



		<p>17年12月)及び第29次地方制度調査会答申(平成21年6月)並びに地方行財政検討会議(平成23年1月26日)における地方議会の在り方や地方自治法の抜本改正についての考え方の取りまとめ内容確認</p> <p>2)本市議会での議員定数について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の人口(面積)の推移</li> <li>・本市の行政区・学区等との関係</li> <li>・本市の現状及び課題並びに将来の予測及び展望の観点から</li> <li>・常任委員会数と委員数</li> <li>・議員選挙における立候補者数からの視点</li> <li>・議員定数と予算経費によるアプローチ</li> <li>・専門的知見による定数検討事例</li> <li>・執行部における附属機関の設置等による市民意見聴取の視点</li> </ul> <p>3)本市議会議員定数の在り方について</p>
平成27年 2月27日	第5回 小委員会	<p>1)前回の調査内容について</p> <p>2)議員定数の適正な在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論点について</li> <li>・現状維持「24人」及び2人削減「22人」、4人削減「20人」案について</li> </ul> <p>3)市民アンケートの実施について</p> <p>4)専門的知見の活用について</p> <p>5)議員定数等調査検討特別委員会への中間報告について</p>
平成27年 3月19日	第2回特別委員会	<p>1)議員定数等調査検討に関する小委員会からの中間報告(議員定数の適正な在り方)について</p>
平成27年 4月 2日	第6回 小委員会	<p>1)議員定数等調査検討特別委員会への中間報告結果について</p> <p>2)議員定数の適正な在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論点に基づく3案(現状維持, 2人削減「22人」, 4人削減「20人」) 検証</li> <li>・小委員会調査検討結果取りまとめ</li> </ul> <p>3)市民アンケートの内容について</p>

		4) 今後の調査検討内容等について
平成27年 4月24日	第7回 小委員会	<p>1) 標準的な定数（及び報酬）に関する計算式について</p> <p>2) 本市議会議員報酬決定の歴史的経過，議論の内容について</p> <p>3) 本市議会議員報酬に関する請願・陳情状況について</p> <p>4) 本市議会議員報酬に対する市民アンケート，議会報告会，議会フォーラムでの市民意見について</p> <p>5) 他市議会の議員報酬の実態と近年の状況（全国市議会議長会実態調査等）について</p> <p>6) 議員報酬に関する規定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法</li> <li>・ 本市議員報酬及び費用弁償等に関する条例等</li> </ul>
平成27年 5月13日	第8回 小委員会	<p>1) 前回調査に関する追加資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的な議員定数の計算式を用い県下市議会及び全国先進市議会の定数を計算後，当該議会の実数と比較</li> <li>・ 月額報酬が本市議会と同額（及び±5千円の範囲）の市議会を抽出，その定数を確認</li> <li>・ 本市議会議員の報酬年額を期末手当を含めた額で確認</li> </ul> <p>2) 議員報酬の適正な在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 他との比較 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県内の市長，副市長，教育長等特別職の状況</li> <li>② 本市職員の状況</li> <li>③ 国会議員歳費</li> <li>④ 類似市議会</li> <li>⑤ 民間給与</li> </ul> </li> <li>ii) 支払い形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日当制・・・福島県矢祭町の事例</li> <li>② 成果主義・・・熊本県五木村の事例</li> </ul> </li> </ul> <p>3) 議員定数と報酬（政務活動費）の相関による議会費総額からのアプローチ</p>

		4) 議会（委員会）・議員の権限強化，活性化のための適正な議員報酬の理想について
平成27年 5月25日	第9回 小委員会	1) 議員と市民の意見交換会での意見等について 2) 議員報酬の適正な在り方について 3) 議員定数等調査検討特別委員会への報告について
平成27年 6月24日	第3回特別委員会	1) 議員定数等調査検討に関する小委員会からの中間報告（議員定数及び報酬の適正な在り方）について 2) 市議会に関するアンケート結果（速報）について
平成27年 6月30日	第10回 小委員会	1) 特別委員会への議員定数及び報酬に関する小委員会調査検討結果報告に対する質疑等への対応について ・ 今後の小委員会の調査検討について ・ 特別職報酬等審議会への対応について 2) 政務活動費の適正な在り方について ・ 法令の規定等と本市の経過，議論の内容 ・ 本市の実態 ・ 他市の状況 ・ 請願・陳情の状況 ・ 市民アンケート，議会報告会，議会フォーラム等での市民意見
平成27年 7月 6日	第11回 小委員会	1) 特別職報酬審議会への対応について 2) 政務活動費と議員報酬の関連性について 3) 議員の資質・能力向上を目指した政務活動費の理想と在り方
平成27年 7月27日	第4回特別委員会	1) 議員定数等調査検討に関する小委員会からの中間報告（政務活動費の適正な在り方等）について
平成27年 8月 5日	第12回 小委員会	1) 議員研修会を聴講して 2) 特別委員会への政務活動費に関する小委員会調査検討結果報告に対する質疑等への対応について 3) 議員定数等調査検討結果最終報告について
平成27年 8月18日	第13回 小委員会	1) 議員定数等調査検討結果最終報告書について

		て
平成27年 8月31日	第5回特別委員会	1) 小委員会から特別委員会への「議員定数等調査検討結果最終報告」(最終報告書の提出) 2) 小委員会からの最終報告(書)に対する特別委員会からの質疑等 3) 特別委員会最終報告書について

## 6 調査事項

### (1) 議員定数の適正な在り方について

#### 1) 調査事項

##### ① 歴史的経過

議員定数の適正な在り方を調査するに当たって、まず、本市議会の議員定数の歴史的経過や議論の内容を確認した。

昭和58年12月23日、総社市議会議員定数28人を4人削減して24人とする「総社市議会議員の定数を減少する条例の一部改正について」が、議員17人の連名により提案され、原案どおり可決された。(地方自治法に基づく法定定数は30人)

理由は、中央・地方を通じて増税なき財政再建、簡素にして小さな政府、地方分権の確立は、議論の段階を過ぎて一日も早い実現が望まれており、本市においても行財政改革は議会において度々論議されたところであるが、現行の制度、従来の慣習化の改革等は困難を極めている現状である。昭和57年の議員改選に当たり総社青年会議所からアンケートによる回答を求められた中に、定数削減に大多数の候補者が賛意を寄せていることから減員すべきであるとの市民感情を受け入れ、現下の厳しい状態を認識し、改正されたものである。

その後、平成16年7月13日、第10回総社市・山手村・清音村合併協議会において、任期は合併特例法を適用し、平成17年3月22日の合併後は、現在の3市村の議員(43人)が平成18年5月1日(総社市議会議員の任期)まで在任する。また、定数は、法定上限数(地方自治法:当時)は30人であるが、在任特例後の議員定数は総社市の24人とすると決定された。

そして、平成16年9月27日、「総社市」の議会の議員の定数に関する告示により、「平成17年3月22日から総社市、山手村及び清音村を廃し、その区域をもって新たに「総社市」を設置することに伴う議会の議員の定数について、山手村及び清音村と協議して、「総社市」の議会議員定数は24人とする。」とされた。

こうして、1市2村の合併による新総社市が発足。在任特例により議員43人(欠員1人)でスタートした。しかし、「行政改革に逆行している」との理由から議会の解散を求める住民投票となり、平成17年8月28日、市議会解散の賛否を問う住民投票が実施され即日開票。賛成22,886票、反対2,540票により解散請求(リコール)が成立、議会は解散した。(当日有権者数52,090人 投票率49.04%)

その後、平成17年10月2日、議員定数24で市議会議員選挙を行い、以降、現在に至っている。

## ② 議員定数に関する請願・陳情の状況

- 請願 なし
- 陳情 下表のとおり

受 理 年月日	件 名	結果が出た議会	結果	結果の理由
H20. 11. 11	総社市議会議員定数削減に関する陳情書	平成 20 年 12 月定例会	不採択	平成の大合併で既に削減をしてきていること、同一人口規模の県内他都市と比較して定数が多いとはいえないこと及び次期選挙まで 1 年を切っており審議が物理的に困難なこと等から、不採択とした。
H20. 11. 17	総社市議会議員定数削減に関する陳情	平成 20 年 12 月定例会	不採択	上記と同様の理由から、不採択とした。
H24. 2. 6	総社市議会議員定数削減に関する陳情書	平成 24 年 6 月定例会	不採択	議員定数を 20 人に限定するのではなく、今後、議員定数は何人が適正かを検討していく必要があること、また、議員定数を削減するだけでは少数精鋭とはならず、議員報酬と合わせて検討していく必要があるため。
H24. 12. 25	市議会議員数、議員報酬に関する陳情書	平成 25 年 2 月定例会	不採択	議員定数の削減は、論議の偏重を招くことが危惧されること、また、議員報酬は特別職報酬等審議会の答申を経て決定されるものであり、議員の人材確保の観点及び本市の議員報酬の実態などを総合的に斟酌すると、現在の議員報酬を減額する合理的な理由がないため。

### ③ 市民アンケート結果，議会報告会，議会フォーラムでの市民意見

本市議会では，議会公聴活動の一環として，平成24年4月に議会に関する市民アンケートを実施している。

このたび，特別委員会を設置し，議員定数等についてその在り方を調査検討するに当たり，改めて現在の市民の意識調査を行う必要があるとの判断から，平成27年4月，議会に関するアンケートを再度実施した。近年，本市議会として議会の活性化等に積極的に取り組み，市民に対する広報公聴活動，また，議会報告会や議会フォーラムの開催によって市民参加を進めてきていることから，前回調査に比べてどの程度の意識の変化があるのかを見極める意図もあり，設問を前回とほぼ同様として，その差異を確認したが，大きな違いは見られなかった。【資料1】

議会基本条例に規定する年2回の「議会報告会」は【資料2】のとおり，これまでに市内延べ29箇所，計468人の市民の出席がある。また，市民とともに議員定数や報酬について考える「議会フォーラム」（平成26年11月開催）には，250人の市民及び議会関係者の出席があった。

こうした公聴活動による市民意見の聴取結果は【資料3】のとおりである。

本市議会では，これらの結果により，議会・委員会活動等に対する市民の理解が十分には得られていないこと，その主たる原因は，基本的に「議会が何をしているのかわからない，見えない」ことにあるとの認識の上で，議会報告会などを通じて議会・委員会活動について報告，説明する機会をもち，また，市民と直接意見交換を重ねてきた。

議会活動，特に，議員定数や報酬については厳しい意見が多い。そこで，『議会フォーラム』では「みんなで考えよう市議會議員定数と報酬」をテーマに，山梨学院大学教授江藤俊昭氏の基調講演，本市議會議員によるパネルディスカッションも行って，議員定数や報酬を考える機運を醸成してきている。

この『議会フォーラム』では，議員定数や報酬を考える前提として，地方の時代の議会の役割を果たすため，議会（自治）力を高める議論が必要かつ重要であることを確認している。

### ④ 他市議会の議員定数の実態と近年の状況

全国市議會議長会調査による議員定数の状況は以下のとおりである。

全国812市のうち，合併特例法を適用していない809市（平成25年12月31日調査日現在）の1市当たり平均定数は24.7人。また，本市と類似の人口段階別5～10万人未満の市270市の1市当たり平均定数は22.1人である。

さらに，本市の類似団体として，中国・四国地方の人口5万人以上10万人未満の市の状況等は【資料4】のとおりである。

次に、岡山県下の市議会の状況は下表のとおりである。

(平成26年10月1日現在)

	議員定数 (①)	人 口 (②) ※1	議員1人当たり 人口 (②/①)	面 積
岡山市	46人	715,315人	15,550人	789.91 km <sup>2</sup>
倉敷市	43人	479,046人	11,141人	354.72 km <sup>2</sup>
津山市	28人	103,135人	3,683人	506.36 km <sup>2</sup>
玉野市※2	20人	61,255人	3,063人	103.63 km <sup>2</sup>
笠岡市	22人	51,255人	2,341人	136.03 km <sup>2</sup>
井原市	20人	41,380人	2,082人	243.36 km <sup>2</sup>
総社市	24人	66,474人	2,770人	212.00 km <sup>2</sup>
高梁市	20人	33,008人	1,650人	547.01 km <sup>2</sup>
新見市	18人	31,371人	1,743人	793.27 km <sup>2</sup>
備前市	16人	35,606人	2,225人	258.23 km <sup>2</sup>
瀬戸内市	20人	37,007人	1,850人	125.53 km <sup>2</sup>
赤磐市	18人	43,136人	2,396人	209.43 km <sup>2</sup>
真庭市	24人	46,273人	1,928人	828.43 km <sup>2</sup>
美作市	18人	28,468人	1,582人	429.19 km <sup>2</sup>
浅口市	18人	34,572人	1,921人	66.46 km <sup>2</sup>

※1 人口(②)＝岡山県毎月流動人口調査(岡山県：平成27年2月1日現在)

※2 玉野市は、平成26年条例改正、次回選挙から20人とする。現在21人

#### 【参考】姉妹都市の状況

(平成26年10月1日現在)

	議員定数 (①)	人 口 (②) ※1	議員1人当たり 人口 (②/①)	面 積
茅野市	18人	56,317人	3,129人	265.88km <sup>2</sup>

全国の市議会議員定数調査等によれば、一般的に人口規模による定数の捕らえ方として、人口5万人以上10万人未満の市の場合、議員定数は市民3,000人に1人という実態がある。なお、大都市では10,000人に1人程度となっている例が多い。

市民の代表である議員としての機能を考えるときには、議員1人当たりの人口は少ない方が声が届きやすいと言える。



なお、市議会の議員定数は、平成23年まで地方自治法により、人口規模によって上限数が定められていた。(詳細は「⑥議員定数の規定」参照)

なお、参考として、議員定数条例の提案権は議員及び市長にあること、また、市民による条例改正の直接請求も可能であることを確認した。例として、名古屋市(市長が75人の議員定数を38人に減らす条例案を提案しているが議会が否決)、また、防府市(議員定数削減をマニフェストに掲げた市長が27人の定数を13人に減らす改正案を提出したが否決。その後、市民から定数を17にする直接請求がなされたが否決)、さらに帯広市(議員定数32を20にする直接請求の事例)を確認した。さらに、山陽小野田市では住民投票を行ったが、投票率が低くて開票されなかった例も確認した。

## ⑤ 議会(委員会)や議員の権限と役割

議員定数の適正な在り方を調査検討する上で、改めて法律や条例の規定及び議会(委員会)や議員の権限を確認している。

地方自治法には、議会の議決事件が列挙されている(第96条)。

同法第2項には、議決事件を追加することができるかと規定されており、これに基づき本市では、地方自治法から削除された「総合計画基本構想の策定、変更又は廃止」及び「都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止」には、議会の議決が必要としている。

また、地方自治法には、主に次のとおり議会(委員会)、議員の権限が規定されている。

- 選挙及び予算の増額修正権(第97条)
- 検閲・検査及び監査の請求権(第98条)
- 意見書の提出権(第99条)
- 調査、出頭証言及び記録の提出請求権(第100条)
- 議案の審査又は普通公共団体の事務に関する調査権
- 委員会の所管事務調査権等(第109条)
- 議員の議案提案権(第112条)

次に、総社市議会基本条例(平成25年6月19日公布)では、市の政策等の形成過程の説明資料の提出を求めることができる(第8条)、予算及び決算における説明資料の提出を求めることができる(第9条)、議会への報告及び資料の提出を求めることができる(第10条)と規定している。

市議会では、議会基本条例に基づき、当局に対し議案書等に加え、「予算調書」「決算調書」等必要な資料の提出を求め、審査及び調査の内容を深めている。

そのほか、総社市議会議員政治倫理条例、総社市議会定例会条例、同規則等により、議会、議員の権能や役割について確認した。

なお、総社市議会定例会条例では、定例会は毎年4回との規定がある。昨今の議会改革の流れの中で、通年議会を行っている議会がある。仮に、本市議会の機能と役割、権能を確認する中で通年議会に取り組む必要があるとの検討がなされた場合、この条例改正の必要性、また、その場合の議員定数の在り方はどうかということを検討する必要が生じることから確認したが、現状で本市において通年議会の議論はほとんどなく、議会運営委員会の調査事項にされた経緯がある程度である。

次に、議案数、請願・陳情等の処理状況件数を見ると、下表のとおりである。

	市長提出案件	議員提出案件	計のうち			請願処理状況					陳情処理状況						
			計	原案可決	修正可決	否決	受理件数	採択	不採択	継続	審議未了	受理件数	採択	不採択	継続	審議未了	取下
26	108	8	116	86	1	0	6	5	1	0	0	5	1	4	0	0	0
25	119	9	128	94	3	0	8	6	0	1	1	2	0	2	0	0	0
24	118	7	125	86	0	0	4	3	1	0	0	6	2	4	0	0	0
23	107	2	109	76	1	0	9	4	3	2	0	4	2	0	2	0	0
22	103	10	113	84	1	0	13	2	8	2	1	10	7	1	1	0	0
21	121	10	131	93	0	0	8	2	0	0	0	14	6	2	5	1	1
20	122	6	128	89	0	0	2	2	0	0	0	11	3	7	1	0	0

県下他市議会の議案数、請願・陳情の処理状況は【資料5】のとおりである。

市長提案の議案に対する議会による修正件数は上表のとおりであるが、その内容等は【資料6】のとおりである。また、議会（委員会）提案の議案等の主なものは【資料7】のとおりである。

本会議及び委員会（議案審査並びに所管事務調査を含む）の開催状況並びに一般質問者数は【資料8】のとおりである。

議会には、二元代表制の一翼を担う権能として、行政に対するチェック、監視機能が強く求められている。本市議会における現片岡聡一市長に対する問責決議（いずれも全会一致）の状況は、【資料9】のとおりである。

## ⑥ 議員定数の規定

地方自治法第91条第1項に、「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」と規定され、同条第2項に「前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。」とされている。

議員定数を条例で定めるとされたのは、平成23年の地方自治法改正によるもので、これにより同法による議員定数の上限は撤廃された。同法改正前は、人口5万人以上10万人未満の市の議員定数上限数は30人であった。議員定数をその市の人口で規定していたのは、議会の議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなればなるほど、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられるから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くする必要があるからとされていた。

なお、本市議会議員定数は、平成17年3月22日の新総社市発足に先立ち、平成16年9月27日、旧総社市、山手村、清音村告示により、「総社市」の議会の議員の定数は、24人とする」とされている。(同法第91条第7項)

## ⑦ 本市議会での議員定数についての議論

本市議会では、合併協議以降、議員定数についての議員間の議論についてまとめたものはない。

近年、議会報告会で市民から議員報酬及び定数について質疑がなされたり、見直しを求める要望がなされたりすることがあり、平成24年10月、当時の議員間で了承された考え方がある。

これによると、「議員は、市民の意見を市政に反映させること、また、予算の使い方などについて執行機関を監視し、「政策提言」を行っており、昨今の地域主権改革により、市の事務は高度・専門化し、財源の確保に向けた自治体間競争がさらに起こり、議会の責任と役割はますます大きくなっていく状況の中で、議会が住民の負託に応え、その権能を十分に発揮していくためには、「強い議会」の構築が必要であるとされている。現在、多くの自治体で議員定数を削減する動きがあるが、議員定数を削

減すると、次のような問題が指摘される。

①市民の意見が正確に反映させることができなくなる。特に、周辺部に住む市民への弊害が起こる。周辺部に住む市民が諸課題を市政に反映させることが困難になる。議員定数を削減すると、周辺部の課題がますます解消されず、過疎に拍車をかける懸念が大いにある。

②議員定数削減は、経費削減の観点から行われているが、議会の予算は市の予算全体に対し約1%にすぎない。議員の削減を行うよりも、行政の無駄を指摘したり、民間委託を推進したりすることにより、はるかに多額の経費削減が期待できる。議員定数を削減し、監視機能を低下させると、かえって経費の増大を招くおそれもある。議会と常任委員会がその権能を十分発揮して、経費削減と市民福祉向上に向けての「政策提言」を行っていくことが、これからの地方議会の果たすべき役割と考える。

③現在の地方議会は、委員会中心主義となっており、総社市議会でも、四つの常任委員会を設置し、各6人の委員で構成されている。現在、円滑な委員会活動が行われていることから、この委員会構成が妥当であると考えられる。また、1つの常任委員会が4人や5人で構成されると、十分な審査ができず、偏った決定が行われるなどのおそれがある。

以上のことから、総社市議会は、現在の議員定数24人を削減すべきではないと考える。なお、現在、議員定数削減の意見があるのは、総社市議会としても十分認識しており、従来よりもさらに市民に対する「議会活動の見える化」に努め、議会の活動と改革の状況がより身近に感じられるよう変わっていく決意である」

以上のようにまとめられている。

## ⑧ 地方分権と地方議会の在り方に言及した国の審議会の答申等

地方分権と地方議会の在り方について、総務省が設置する第28次地方制度調査会が、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月）」、また、第29次地方制度調査会が、「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（平成21年6月）」を行っている。

この中で、「議会制度のあり方」として、「議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役

割を果たしていないのではないかなどの指摘がなお見られるところである。

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることのできる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。

近年、それぞれの議会において、議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定するなど、従来の運用の見直しに向けた動きが見られるところであり、引き続きこのような自主的な取組が進められることが期待される。

分権型社会における議会の役割が十分に発揮されるようにするためには、自己改革の取組に加え、以下のような方向での見直しを行うことが適当である。」とされ、議決事件の追加、議会の監視機能の強化の具体的方策が示されている。本市議会でも、こうした議会活動を行うに足る議員定数の確保が課題となり、適正な在り方を検討する上での留意点として着目する必要がある。

次に、同じく総務省の地方行財政検討会議（平成23年1月26日）によれば、  
『議会のあり方の見直し』として、議会に期待される機能とその現状を「議会は、団体意思の決定機関及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、これらの役割を果たすために政策形成機能、多様な住民の意見の反映、利害の調整、住民の意見の集約の機能を持ち、これらの機能を十分に発揮することが求められている。しかしながら、議会の現状は、こうした期待に応えられているとは評し難い。長との関係において、既に述べた諸課題のほか、審議に際し事実上常時執行機関の出席を求めている一方で、議員間又は専門家との政策議論が必ずしも十分に行われていない、財政状況や公金支出への監視が十分でないという指摘がある。また、住民の意見反映・集約等の機能の観点から、議員の構成は「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取組が十分に行われているのかという指摘もある」とされ、『議会に期待される機能に応じた議会のあり方』として、「議会の政策形成機能に着目する場合、議会は専門的知識を有する者で構成されることが望ましいと考えられる。その場合、これらの機能が十分に発揮されるようにするためには、比較的少数の議員で審議を行うことが有効であるという考え方もあり得る。一方、住民の意見反映等の機能に着目する場合、地域の多様な層

から幅広い住民が議会に参加することが重要であり、多人数の議員により議会を構成し、審議を行うことが有効であるという考え方もあり得る。例えば、前者の場合、多様な層の幅広い住民の意見を反映する機能が損なわれることがないかという観点から、また、後者の場合、多人数の議員で議会が構成されることによって住民の意見の集約が困難になり、議会の権限の適切な行使に支障が生じることがないかという観点から、それぞれ十分な検討が必要である。その検討に当たっては、都道府県と市町村、あるいは、地方公共団体の規模の大小により、いずれのあり方がふさわしいのかといった観点にも留意する必要がある」と述べられており、さらに、『「住民の縮図」としてふさわしい議員の構成』として、「地方議会の現実の議員構成については、サラリーマンや女性が少ないなど、「住民の縮図」としてふさわしい構成になっていないとの指摘がある。真の意味での住民自治の確立のためには、多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにするための環境整備が必要であり、労働法制（休暇制度・休職制度・復職制度）について、住民の政治参加を促進する観点から、今後、国民的な論議が幅広く行われることを期待する」とされているところであり、留意する必要がある。

## 2) 調査検討の経過

小委員会では、以上、「1) 調査事項」で調査確認した内容を踏まえ、本市議会での議員定数の適正な在り方を調査検討した。

### ① 本市人口(面積)の推移

本市人口(面積)の推移は【資料10】のとおりである。

平成17年3月の1市2村の合併直後に66,201人であった人口は、10年後の平成26年には67,731人となり、わずかながら増加傾向である。これに比例して、有権者数も微増である。

合併前、旧総社市(人口56,531人 議員定数24人)、旧山手村(同4,010人 同10人)、旧清音村(同5,652人 同10人)であったので、在任特例により一時的に議員定数が増加したものの、合併を経て実質的に定数削減がなされており、人口微増の状況で、定数は24人のままとされている。

また、市域の面積は現在212.00km<sup>2</sup>である。面積による議員定数については、行政効率の観点と、広大な市域の場合の議員の情報収集手段及び移動の側面から十分検討する余地はあるが、本市の市域の場合、面積自体が議員定数の適正な在り方を検討する上で、他の要因以上の大きな要因とはなり難いと思慮される。

### ② 行政区域・学区等

本市の現在の行政区域は17、小学校区は15、中学校区は4、また、公民館は6公民館及び20公民館分館である。(行政区域別人口は【資料11】)

それぞれの数と議員定数を比較対照検討し、1区域につき1人との考え方は可能であるが、地域・地区によって人口に違いがあり妥当性に欠け、選挙区制を採用していないことから地区数と議員数に相関がないと思慮される。仮に選挙区制を採用した場合、1票の格差の問題が生じる。

### ③ 本市の現状及び課題並びに将来の予測及び展望の観点

本市議会基本条例第18条及び第19条では、議員定数や報酬について、「その改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする」と規定している。

一般的に、議員定数削減の意見は、予算の削減面や、他市が削減しているから本市

も削減するべきだ、他市より多いといった点から提唱されることが多いことを鑑み、そうではなくて、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望に立って、市民の代表たる議員数を検討し改正すべきであるというのが条文の意図である。

そこで、本市の現状として、人口の伸びや県南の中核都市としての位置づけ、また、本市に横たわるさまざまな課題とそれらを解決するための方針とその施策、そして、今後とも伸び行く総社市であるための、これからの本市の進展を見越した施策に思いを馳せ、その審査、チェック、監視機能を果たしうる市議会、委員会、議員たる議員定数を想定する必要性もあると思慮される。

なお、市議会外部の専門的知見の活用や、本会議及び委員会に認められている参考人制度の活用も視野に入れて、議会による調査及び議案の審査に生かすことも可能であることから、これらも含めて総合的に検討する必要もある。

#### ④ 常任委員会数と委員数の観点

議員定数を検討する上で、非常に重要な要因として常任委員会数と委員数がある。これらは設定された議員数によって決まり、議員数によってその数におのずと制限されるからである。

委員会の権限と役割については、「2）調査事項⑤議会（委員会）や議員の権限と役割」に記述のとおりである。本市議会では委員会中心主義として、委員会への付託及びその審査結果を尊重している。本会議での審議の下審査的役割を担い、本会議での審査の効率化及び詳細な審議を委員会に委ねており、その委員会の数（所管の事務事業の範囲）及び所属委員数によって、議案の審査等に及ぼす影響は大きい。

なお、本市議会での本会議、委員会の開催状況は【資料8】のとおりである。

また、委員会として討議できる人数の多少（委員の数）によっては、調査及び審議に多大な影響がある。多すぎる場合は結論が出にくく、少なすぎる場合は結論に偏りを生じるおそれがある。一般に議論には6～8人が適しているとされており、このことから、『委員会数×委員数』によって議員定数が導かれる。

現在の本市議会の常任委員会数は4（総務文教、厚生、産業水道、建設消防）、委員数は1委員会6人である。平成19年から平成21年の間に常任委員会を3とし、結果、委員数は1委員会8人としたが、所管する範囲が広すぎる、予算、決算、条例など1委員会に係る議案が多すぎて活発な議論を行い、審査することができないなどの理由から、現在の委員会構成に戻した経緯がある。

以上から、議員定数は、

4委員会×6・7・8委員＝24・28・32人、もしくは、

3委員会×6・7・8委員＝18・21・24人

すなわち、18から32人の範囲となる。

なお、現在、執行部の機構改革に合わせ、現在の4常任委員会を3委員会に再編す



る案がある。常任委員会ごとに委員数が同数である必要はなく，議長の常任委員会への所属問題，一議員の複数常任委員会所属等，議員定数の動向と整合を取り慎重に見極めて，さらに議論を深める必要がある。

#### ⑤ 議員選挙における立候補者数等からの視点

近年の市議会議員選挙における立候補者の推移は下表のとおりである。

執行年月日	立候補者数	投票率	当選者のうち		次点得票数
			最多得票数	最少得票数	
H06. 04. 17	2 6	78. 70	1, 929	829	782
H10. 04. 19	2 8	77. 90	1, 979	959	946
H14. 04. 21	3 1	76. 44	1, 934	848	804
H17. 10. 02	3 3	69. 44	2, 267	939	914
H21. 09. 20	2 6	62. 10	1, 843	926	822
H25. 09. 22	2 5	53. 95	2, 030	825. 311	400

立候補者が少なく無投票となることを危惧し，議員定数を見直す議論があるので調査検討項目とした。結果として，議員定数の適正な在り方は立候補者数とは何ら関係ないとの意見により検討を終結した。

#### ⑥ 議員定数と予算経費によるアプローチ

議員定数と報酬，政務活動費等議会費の相関による決算総額の推移は次表のとおりである。

一般的に，予算総額に占める議会費の割合は1%程度が多いとされている。本市議会でも，概ね1%前後で推移している。(決算ベース)

(単位：円)

平成 年度	一般会計 決算額(A)	議会費合計(B)				議会費 の 割合 (B/A)
		議会費(議員 報酬等, 政務 活動費以外)	議員報酬, 議員期末手 当	政務活動 費		
20年度	23,950,009,632	84,157,786	154,475,100	6,222,179	244,855,065	1.02%
21年度	24,679,506,631	81,755,883	149,680,618	6,082,656	237,519,157	0.96%
22年度	23,235,570,941	86,091,391	151,818,425	5,459,064	243,368,880	1.05%
23年度	24,305,318,870	168,117,751	153,439,150	5,697,537	327,254,438	1.35%
24年度	25,163,122,614	132,046,663	154,633,050	5,407,359	292,087,072	1.16%
25年度	25,579,050,994	126,814,405	151,348,640	4,797,558	282,960,603	1.11%

注) 議会費合計には、議場・委員会室の改修費等、経常経費以外の経費(総務費財産管理費分)を含めない。

議員定数を削減せよとの論調は、行財政改革、特に経費削減の側面から提唱されることが多い。

しかし、全予算に占める議会費の割合は表のとおりであり、議員定数を削減することで、予算の大部分を占める他の経費の監視、チェック機能が低下するとすれば、問題である。議員定数を経費削減の観点から検討する場合には留意する必要がある。

#### ⑦ 標準的な議員定数計算式について

小委員会では、議員定数の適正な在り方を調査検討するに当たり、専門的知見の活用として関西学院大学教授 林 宜嗣<sup>よしつぐ</sup>氏を招聘することを特別委員会に提案、そのように決定され議長が招聘、講演会を開催して議員定数等の適正な在り方を検討するために次のとおり研究した。

《林 宜嗣氏による標準的な議員定数の計算》

- ① 議員定数は、人口、人口の二乗、面積で81.8%が決まる。
- ② 議員定数は、人口が多くなれば多くなる。

- ③ しかし、大きくなる程度はだんだん小さくなる。
- ④ 議員定数は、市域面積が大きくなるほど多くなる。

すなわち、

$$\begin{aligned}
 & \text{標準的な議員定数計算式} \\
 & = 14.78 \\
 & \quad + 0.0846 \times (\text{人口 (千人)}) \\
 & \quad - 0.000655 \times (\text{人口 (千人)})^2 \\
 & \quad + 0.0061 \times (\text{面積 (km}^2\text{)}) \\
 & \text{自由度修正済み決定係数} = 0.818
 \end{aligned}$$

上記による本市（人口 68,000 人 面積 212 k m<sup>2</sup>）の試算結果は、21.523128 である。

標準的な定数計算式は、全国の市議会の議員定数と人口及び面積をプロットし得られる数値曲線を数学的に表したものであり、これによって全国の 81.8% の市議会の議員定数が説明できるとされる。このため、計算式で得られる数値より多い場合、少ない場合には、その理由を説明する必要があるとされている。

小委員会では、この計算式は適正な議員定数を求めるものではなく、平均値を求める計算式であると理解し、参考とすることとした。

なお、この計算式を用いて試算した近隣の市及び議会改革先進市議会の状況は、下表のとおりである。

市名	人口 (人)	面積 (k m <sup>2</sup> )	議員定数①	計算結果②	差 (①－②)
総社市	66,474	212.00	24	21.5 ≒ 22	2
岡山市	715,315	789.91	46	46.5 ≒ 47	1
倉敷市	479,046	354.72	43	42.4 ≒ 43	0
玉野市	61,255	103.63	20	20.3 ≒ 21	1
笠岡市	51,255	136.03	22	19.7 ≒ 20	2
備前市	35,606	258.23	16	19.2 ≒ 20	▲ 4
会津若松市	124,082	383.03	30	26.6 ≒ 27	3
所沢市	343,084	71.99	33	36.5 ≒ 37	▲ 4
流山市	171,268	35.28	28	27.5 ≒ 28	0
山陽小野田市	64,719	132.99	22	20.7 ≒ 21	▲ 1
茅野市	56,317	265.88	18	20.9 ≒ 21	▲ 3

注) 県内人口 = 平成 27 年 2 月 1 日現在 (岡山県HP)

県外人口 = 平成 26 年 6 月 1 日現在 (住民基本台帳)

県内定数 = 平成 27 年 2 月 1 日

### 3) 論点の整理

これまで述べてきた事柄を踏まえ、議員定数の適正な在り方を検討するための論点を次のとおり整理した。

#### 1 議会（委員会）の権限・機能から見た定数

- 1) 地方分権時代における議会・委員会，議員のあるべき姿の観点
- 2) 行政監視機能強化の観点
- 3) 委員会審査充実の観点（委員会数及び委員数）

#### 2 人口・面積規模等による定数

- 1) 人口＝類似団体との比較
- 2) 面積＝地理的条件を含めた行政効率の観点
- 3) 行政区・学区の観点

#### 3 本市の現状及び課題並びに将来の予測及び展望の観点による定数

- 1) 人口・予算規模等の推移
- 2) 本市の将来像
- 3) 議員選挙における立候補者数

#### 4 予算と定数

- 1) 財政状況，行財政改革の観点

#### 5 市見意見と定数

- 1) 市民アンケート等による市民意見の観点

## 4) 議員定数の適正な在り方

### 《検討状況》

論点に基づき、適正な議員定数を、

- ① 現状維持の24人
- ② 2人削減の22人
- ③ 4人削減の20人

以上3案に絞り検討した。

### 1 議会（委員会）の権限・機能から見た定数

- ・ 本市議会が行うべき活動は何か。そのために議員は何人必要なのか、あるいはいなければならないのかとの視点を持つべきである。市の200億円を超える予算をチェックしている。それには何人の議員が必要か。また、施策を提案、提言していきけるのかを考える必要がある。
- ・ 先進の市議会の調査検討結果によれば、議員定数を割り出す根拠として数式が挙げられている。Y軸を議会の機能、X軸を議員定数と市民参加機能と議員・議会補佐の機能を併せて機能させることを根本としている。本市としても考える必要がある。
- ・ 地方分権時代における議会・委員会、議員のあるべき姿として、行政の監視、チェック機能の充実は必須であり、議員定数削減は議会力の低下を招く。現状維持が望ましい。
- ・ 行政執行部による官製談合防止法違反事件は記憶に新しい。議会のチェック機能を高め市民の負託に応えるためにも定数削減すべきではない。
- ・ 定数を削減することによる議会力の低下に対し、どのようにそれをカバーするのか明らかでない。少なくなった議員1人ひとりの守備範囲を広げて対応することが本当に可能なのか。
- ・ 議会は住民自治の根幹であり、議員定数削減は民主主義の基本に反する。
- ・ 常任委員会の複数所属が可能となっていることから、定数削減でも対応可能との論調もあるが、現実的に議員1人が受け持つ守備範囲が広がって対応が困難である。現状の4委員会6委員はベストなコンディションと考える。
- ・ 削減する人数の根拠が明白でない。なぜその人数なのか。
- ・ 議員となる人間の多様性の確保に反する。さまざまな意見を持った人間の集まりでありフォーラムであるべき議会では、定数は多い方が良い。
- ・ 行政も市長の付属機関を設置したり、第三者機関を設置したり、また、市民によるワークショップ形式による計画策定等で、民意を反映して施策を進めることに力

を入れている。地域づくりは地域の手で進める時代となっており、議員の役割の一部を委ねることで定数削減することも可能ではないか。

- ・ 地域づくり一括交付金（現自由枠交付金）も始まって、市民が行政に参加する機会が今まで以上に増えている。この観点から、議員は減らしてもいいのではないか。
- ・ 市民との意見交換会で、議員定数を削減する動きがあるようだが、そのことによって低下する議会力をどのようにカバーするののかとの質疑が市民からあり、十分に答え切れなかった。議会報告会で市民意見の吸い上げを十分に行う、そのためには今の方法でよいかどうかの検討も必要である。出席者数にこだわらず粘り強く続けることも必要だし、さらに、議会モニター制度等も導入して、議会自ら積極的に意見聴取、交換する場を設定する必要がある。
- ・ 現在、委員会活動として、所管の各種団体との意見交換を積極的に行おうという動きがあり、現に開催している（産業水道委員会による「市観光協会」「きびじ農業後継者クラブ」「農業委員会委員」等との意見交換会）。こうした活動を進めて公聴を行うことで議会が活性化する。
- ・ 今後とも、例えば吉備線のLRT化問題などテーマを絞った意見交換会を開催し市民の意見を聴く。そうした地道な議会活動で、削減する議員定数をカバーする手段にできるのではないか。
- ・ 定数を減らせの声も聞くが、その前に議員の質を向上させるべきだとの意見を言う人が多い。

## 2 人口・面積規模等による定数

- ・ 定数削減では、人口が少ない周辺部の市民の声がますます届かなくなる。
- ・ 他市議会の状況や全国平均から考えて、68,000人規模の市として24人は多い。
- ・ 人口3,000人に1人の議員を基準に考えれば、68,000人の場合22人が適正である。
- ・ 合併により市域も広がった。議員には地域の声をきめ細かく収集する役割があり、現在の市域でその活動が確保されるかという視点から考えて、定数削減はマイナスとなる。
- ・ 行政区域数で議員定数を検討する余地はある。すなわち、17地区プラスアルファとして地域の人口割を加味する方法もあり得る。
- ・ 他市との比較において人口3,400人に1人の議員となる20人でもよい。

## 3 本市の現状及び課題並びに将来の予測及び展望の観点による定数

- ・ 他市議会での特別委員会を設置しての調査結果もあるが、本市とは人口形態、土地柄、産業も異なる。本市としての議員定数の適正な在り方はどうか、どうして必要かということを検討すべきだ。社会情勢等もあるが、増減ありきでなく、まず

総社市として、この地形、人口で定数がどうあるべきか特化して検討すべきだ。

- ・ 今後本市が先細りしていくのなら議員24人も要らない。極論すれば半分でもいい。しかし、本市を今後どうやって発展させていくのかを考えた場合の定数議論でなくてはならない。海外でもフランスは結構多いがアメリカはすごく少ない。日本では大体均一化されてはいるが、多い少ないは必ずある。
- ・ 議員定数を削減しているのは、概ね人口が減少している市である。本市は若干であるが人口増加傾向にある。今後人口増に向けて政策を進める、その施策を調査、審査する議会として今、議員定数を削減する時期とは考えにくい。
- ・ 本市の現状及び課題並びに将来の予測及び展望の観点から検討する場合、現状の議員定数を増やすことはあっても、根拠なく削減するのはいかがなものか。
- ・ 市議会議員選挙の立候補者が少なく無投票になることを危惧して定数を削減すべきとの意見があるが、立候補者数が少ない原因は他にあるのであって、それはそれとして今後の研究、議論並びに方策を待たねばならないが、そのことを根拠に定数を削減することは本末転倒である。
- ・ 市民アンケートでは、議員定数は20人とする回答が最も多い。それを決められない議会に対する政治不信があり、議会に期待していない市民が多い結果だ。無投票の選挙ほど無駄、意味のない事はない。その意味でも定数は削減すべきだ。

#### 4 予算と定数

- ・ 本市の財政状況を考えたとき、直ちに議員定数を減らして経費を削減しなければならないほどかどうか。議員が減る事によって行政をチェック、監視する目が少なくなる事にこそ問題があるのではないか。
- ・ 議会費一定の割合から、定数を削減して報酬を増額しても良いとの意見がある。すなわち報酬増により少数精鋭とするとの考えが全く理解できないわけではないが、本来、議員定数と報酬は別個のもので、それぞれに適正な在り方を検討すべきである。

#### 5 市見意見と定数

- ・ 他市議会の特別委員会では、市民を巻き込んだ議論となっている。本市でも、市民意見をもとに検討すべきだ。
- ・ 定数削減は民意である。市民の声に応じて定数削減すれば、議会の評価が上がるという意味で削減のメリットになり得る。
- ・ 定数削減の根拠が薄い。説明責任を果たしてこなかった議会側にも責任はある。定数削減ありきではなく、今後とも、議会の中味を知ってもらい、議会の見える化を進めて理解を深めることが先決である。

- ・ 議会フォーラムでは、江藤俊昭氏の基調講演によって、議会や議員の役割を再認識した市民が多かったのではないかと。会場でも、住民代表である議員の定数を根拠なく削減することは民主主義の後退であり、全国的な議員削減の流れを危惧する声もあったと認識している。

## 《取りまとめ》

小委員会では、概ね以上のような意見をもとに検討を重ねた。

議員定数の適正な在り方に対する委員長を除く委員7人の最終的な見解は以下のとおりである。

- 24人が適正である。

行政監視の機能を果たすため、また、常任委員会も複数所属ではなく6人で4委員会、すなわち24人が適正であり、極端に削減した自治体もあるが民意に迎合ではなく、地方分権時代に本市の将来を見据え、二元代表制のもとで議会の機能を発揮させるために現状維持とする。

- 24人が適正である。

24人を22人、20人とする明らかな根拠が見当たらない。削減するデメリットの方が大きい。全国的に削減の流れはあるが、今後とも本市を発展させていくために現状維持とする。ただし、議員の質を上げる。議員削減よりもやるべきことはもっと他にある。

- 24人が適正である。

市民の代表である議員が、自ら代表の人数を減らす議論をすること自体いかななものかと考えており、市民の代表者の数は死守すべきである。今後、議員の仕事は増加する。執行部に対し強い議会でなければならず、市民にその必要性を説明する必要がある。本市議会では今、政党から4人、無所属は18人である。定数削減すれば、政党支持のない候補者が地域代表として当選し地域の実情を市政に反映できるか疑問である。

- 22人が適正である。

市民には定数削減の声があり、それに応える。しかし、いくらでも削減してよいものではない。現在、市の周辺部の疲弊ぶりは大変である。周辺部は人口が少ない、中心部は多いといえども、個々の意見は反映される必要がある。その点からは現状維持から増でもよいとも言えるが、22を適正とする。

- 22人が適正である。

人口が横ばいであること、委員会の在り方等を考えると現状維持が適正とも考えるが、市民の声を聞いて2人削減とする。

- 20人が適正である。



人口規模から考えて、定数20人が市民3,300人に議員1人となり最も説明しやすい。委員会は3とし、6～7人の委員で構成する。審議内容が多ければ、委員会の日数を増やして対応する。市民アンケートも半数以上が削減だ。地域づくり一括交付金（現自由枠交付金）制度により、今後職員の削減もあるとの市民の声があるが、議員も減らす方向へ向かう。国からの交付税も減り財政状況が厳しくなり、市民にもお願いしていかなければならない中、議会も姿勢を示すことが必要だ。

○ 20人が適正である。

削減は市民の意向である。

行政は市民意見を取り入れて施策を展開している。地域づくり協議会による一括交付金（現自由枠交付金）制度も始まった。小学校区が15、行政区域が17あるが、行政区域の人口を勘案してプラス3で20とする。委員会審査は2～3日かけてやる。活動を活発化させる。4人削減し、議会、委員会活動を市民に見てもらい、今後判断する機会があってもよい。

以上のとおり、

現状維持の24人が適正とする委員3人

2人削減の22人が適正とする委員2人

4人削減の20人が適正とする委員2人

となり、これら3案のうち最も適正な議員定数を何人とするか、小委員会では確定できなかった。

## (2) 議員報酬の適正な在り方について

### 1) 調査事項

#### ① 歴史的経過

合併直前，旧1市2村の議員報酬月額は次のとおりであった。

総社市	議員月額	400,000円	(定数 24)
山手村	〃	210,000円	(〃 10)
清音村	〃	216,000円	(〃 10)

合併（平成17年3月22日）後には，新総社市の議員報酬月額は400,000円（定数24）とされた。

その翌年，新総社市において，特別職報酬等審議会（以下「報酬審」という。）が開催されている。そのときの報酬審答申（平成18年2月8日付け）では，「市長，助役及び教育長の給料並びに議員報酬については，現行額を据え置く。議員報酬額については，合併協議の中で旧総社市の額（現行額）とする結論が出されていたことや，議員定数についても，合併により増員する団体が多い中，旧総社市の定数としていること等を考慮し，据え置きが適当であるとの意見の一致を見た。」とされ，附帯意見として「議員の報酬額について，審議会の結論は上記のとおりであるが，議員各位におかれては，市政推進のために努力されていることを認める一方，本市の危機的な財政状況等を勘案した上で，「特例的措置については，議員自らが検討し，判断することを期待する」という意見が，委員多数より出された」とされている。

その後今日まで，報酬審は1度も開催されていない。

市議会では，平成21年5月，同年11月，平成22年3月，同年11月，総社市議会議員の期末手当の特例に関する条例を可決し，総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定にかかわらず，期末手当の額の支給割合を引き下げている。

議員報酬の経過は，【資料12】のとおりである。

#### ② 議員報酬に関する請願・陳情の状況

10 ページに掲載の表のとおり。

### ③ 市民アンケート結果，議会報告会，議会フォーラムでの市民意見

議会に関する市民アンケート（平成24年4月及び平成27年4月実施）や議会報告会，議会フォーラムでの意見等は【資料3】のとおりである。

議員報酬についての市民アンケートでは，「多すぎると思う」（41.2%：H27調査）との回答がある。また，「多すぎると思う」と回答した人に「適正と思う報酬額」を尋ねると，「30万円未満」（30.1%：同），「35万円未満」（22.4%：同）との結果となっている。

専門的知見の活用として小委員会が提案し特別委員会が招聘した全国市議会議長会参事廣瀬和彦氏によれば，「議員定数や報酬に対する市民の目は厳しい。総社市においても議会に関するアンケートを実施しており，その結果が明らかとなっている。しかし，このアンケートで不足しているのはまず，議員定数，報酬額を知っているかとの設問であり，実はそれらを知らずに定数削減や報酬減額の声が多くなる面があることも認識しておく必要がある」との指摘がある。

### ④ 他市議会の議員報酬の実態と近年の状況

全国市議会議長会による議員報酬の状況は以下のとおりである。

全国812市の市議会議員の平均報酬月額は，41万4千円である。

本市と類似の人口段階別5～10万人未満の市270市の議員報酬月額の平均額は，38万2千8百円である。また，同270市の中で，最高は月額61万6千円，最低は月額22万2千円である。

岡山県下の市議会議員の状況は下表のとおりである。

（単位：人，km<sup>2</sup>，円）

	議員定数	人口 (注2)	面積	報酬（月額）(注3)			
				議長	副議長	委員長	議員
岡山市	46	714,583	789.91	850,000	770,000	-	710,000
倉敷市	43	478,714	354.72	780,000	720,000	-	670,000
津山市	28	103,350	506.36	555,000	515,000	-	465,000
玉野市	20(注1)	61,515	103.63	535,000	475,000	460,000	450,000
笠岡市	22	51,497	136.03	520,000	460,000	-	420,000
井原市	20	41,633	243.36	455,000	380,000	-	350,000
総社市	24	66,494	212.00	500,000	440,000	410,000	400,000
高梁市	20	33,265	547.01	404,000	339,000	-	325,000

新見市	18	31,565	793.27	425,000	355,000	-	330,000
備前市	16	35,585	258.23	455,000	385,000	-	355,000
瀬戸内市	20	37,021	125.53	450,000	380,000	-	350,000
赤磐市	18	43,150	209.43	455,000	380,000	-	350,000
真庭市	24	46,432	828.43	450,000	400,000	-	300,000
美作市	18	28,590	429.19	410,000	345,000	-	320,000
浅口市	18	34,699	66.46	450,000	380,000	-	350,000

注) 1. 玉野市は、平成26年条例改正、次回選挙から20人とする。現在21人

2. 岡山県毎月流動人口調査（岡山県：平成27年2月1日現在）

3. 議会事務局調（平成27年8月現在）

なお、報酬以外に、費用弁償（議員派遣などによる旅費は除き、本会議、委員会などの議会の会議に出席した場合の費用）の支給状況を見ると、全812市中支給している市355市（43.7%）、支給していない市451市（55.5%）である。

県下の市議会では、本会議や委員会などの議会の会議に出席した場合の費用弁償を支給しているのは、倉敷市など6市あり、その額は市ごとにさまざまである。備前市では平成18年、岡山市では平成20年にこれらの費用弁償は廃止されている。

本市では一切支給されていない。

## ⑤ 議員報酬の規定

議員報酬（及び費用弁償並びに期末手当）については、地方自治法第203条に規定がある。また、総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例により、

議長 月額50万円 副議長月額44万円

常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 月額41万円

議員 月額40万円

以上、報酬月額の規定があるほか、費用弁償（旅費）及び期末手当が規定されている。

## ⑥ 本市議会での議員報酬についての議論

議員報酬については、市長が議員報酬の額、並びに市長及び副市長の給料の額について諮問するために設置する第三者機関である報酬審による答申結果を尊重する立場がある。自らの報酬を自ら決定する（議員報酬条例改正案の可否を決する）のではなく、第三者に委ねようというスタンスである。

しかしながら昨今、議会の活性化や議会改革の進展ともあいまって、議会や委員会の在り方を見つめなおすとともに、選挙によって選ばれた市民の代表たる議員が、その報酬額の適正な在り方を検討する動きが広がっている。

本市議会では、先にも述べたとおり、議会報告会等において市民から議員報酬に関する質疑がなされたり、検討を求める要望がなされたりすることが起きてきた。このため、当時（平成24年10月）の正副議長発議により、統一した見解が取りまとめられている。

これによると、「議員は、戦前は名誉職であったため無報酬であった。現在は名誉職でもなければボランティアでもない。このことは、地方自治法で議員に議員報酬を支給しなければならないと規定されていることから明らかである。昨今の地域主権改革により市の事務は高度・専門化し議員の責任と役割はますます大きくなっている。この高度・専門化する行政を監視するためには、名誉職としての議員ではなく、専門家としての議員が必要となっている。

議員には誰もがなれるように公職選挙法で保障されている。そのためには、議員になった後も議員報酬で、ある程度の生活ができるようにしなければ年金者か自営業者など経済的に心配のない人だけしか議員になることができなくなる。議員報酬だけで生活をしている議員もいるが、落選をしたら、その後の生活保障は一切ない。

かつて、議員在職12年以上の者に年金が支給される議員年金制度があったが、この制度も平成23年に廃止された。議員に優秀な人材を求めるのであれば、ある程度の議員報酬は必要と考える。

平成23年の全国810市（特別区を含む。）の議員報酬の平均月額が41万8千円であり、総社市議会の議員報酬月額40万円は、県内でも岡山、倉敷、津山、玉野、笠岡市の次となっており、決して高くはない。議員報酬の削減を行うよりも、行政の無駄を指摘したり、民間委託を推進したりすることにより、はるかに多額の経費削減が期待できる。

以上のことから、現在の議員報酬を引き下げるべきではないと考える。

なお、議員報酬は、議員が勝手に決められるものではなく、各種団体の代表者や市民で構成された特別職報酬等審議会で決定されている」と取りまとめられている。

## 2) 調査検討の経過

小委員会では、以上、「1) 調査事項」で調査確認した内容を踏まえ、本市議会での議員報酬の適正な在り方を調査検討した。

### ① 他との比較

#### i) 市長、副市長、教育長等特別職の状況

本市の市長、副市長、教育長等特別職の給与の状況は次のとおりである。

給料月額

市長 900,000 円 副市長 745,000 円 教育長 665,000 円

期末手当

6月 185/100 12月 200/100 (各支給月に15%の職務加算)

日当

県内 1,300 円 県外 2,800 円

宿泊料

県内 12,000 円 県外 14,000 円

(公用車使用の県内日帰りの場合なし)

議員報酬をこれら特別職との比較において検討した。

全国の首長の給料月額平均は84万3千円であり、議員報酬月額平均は41万4千円であるので、首長の給料に対する議員報酬の割合は49.1%である。

この割合を適用すれば、本市の市長給料は月額90万円であるので、 $900,000 \times 0.491 = 441,900$ 円となる。

次に、全国の副市長の給料月額71万2千4百円であるので、副市長の給料に対する議員報酬の割合は58.1%である。

この割合を適用すれば、本市の副市長給料は月額74万5千円であるので、 $745,000 \times 0.581 = 432,845$ 円となる。

※ 総務省：平成25年地方公共団体別給与等の比較

全国市議会議長会：平成25年市議会議員報酬に関する調査結果

(両調査とも特例条例適用済み)

## ii) 本市職員の状況

本市職員の給与の状況は、「総社市の給与・定員管理報告書」※に詳しい。

※ 総社市ホームページで確認可能

これによると、本市一般行政職の級別給料は次のとおりとなっている。(平成26年4月1日現在)

部長(8級)	給料月額	414,000円(1号給)	478,000円(最高号給)
課長(6級)	〃	322,100円(〃)	422,600円(〃)
係長(4級)	〃	263,500円(〃)	388,300円(〃)

本市議会議員報酬月額は、平成7年に、それまでの月額36万3千円から40万円に改正されて以降、改正されていない。

当時の月額40万円は、本市職員中、係長級職員並みとしたと言われている。

## iii) 国会議員歳費の状況

国会議員は、報酬ではなく歳費として受ける。

各議院の議長217万円、副議長158万4千円、議員129万4千円である。(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第1条)なお、国会議員の歳費は、国会法第35条により、一般職の国家公務員の最高の給料額より少なくない額と規定されている。国家公務員の最高の給料額は月額119万8千円である。

議員報酬を国会議員歳費との比較において検討した。

平成25年中の衆議院の会期は211日、本会議開催日数は57日、常任委員会開催日数23.4日に対し、全国の市議会平均は順に86.8日、23.1日、12.7日であり、衆議院に対する市議会の割合は、平均42.1%である。

この割合を適用すれば、国会議員の歳費は129万4千円であるので、 $1,294,000 \times 0.421 = 544,774$ 円となる。

次に、地方議会議員の報酬額を「国会議員の歳費÷一般職の公務員の最高の給料額×地方公務員の最高の給料額」という考え方(計算式)によって試算すると、概ね月額50万円超となる。

## iv) 人口規模類似市議会

全国の市議会のうち、人口規模が本市と類似(67,000人以上69,000人未満)市を

抽出し、議長、副議長、議員の報酬月額、期末手当、加算率、議員定数を確認した。

【資料 13】

これらの市の議員の平均報酬月額は 370,846 円、議員定数 21.85 人である。(本市を除く 14 市)

逆に、議員報酬月額 39 万 5 千円から 40 万 5 千円の市の状況は【資料 14】のとおりであった。

v) 民間給与

1 年を通じて勤務した給与所得者の 1 人当たりの平均給与は、下表のとおりである。

区 分	平均給与 (千円)	伸び率 (%)
平成 21 年分	4,059	▲5.5
平成 22 年分	4,120	1.5
平成 23 年分	4,090	▲0.7
平成 24 年分	4,080	▲0.2
平成 25 年分	4,136	1.4

平成 25 年分民間給与実態統計調査 (国税庁)

本市議会議員の報酬は、年額で下表のとおりである。

(単位：円)

	月額報酬	6月期末手当	12月期末手当	合 計
議 員	400,000	736,000	782,000	6,318,000
議 長	500,000	920,000	977,500	7,897,500
副議長	440,000	809,600	860,200	6,949,800
委員長	410,000	754,400	801,550	6,475,950
			総計	154,633,050

② 支払い形態

i) 福島県矢祭町の事例 (日当制)



福島県矢祭町（人口 6,184 人 世帯数 2,089 世帯 H27.5.1 現在）では，平成 18 年に議員定数を 18 名から 10 名に削減（当時報酬月額 議長 30 万円 副議長 22 万 7 千円 議員 20 万 8 千円）した。

平成 20 年 3 月から，議員報酬月額を日当 3 万円とした。（期末手当廃止，政務活動費，費用弁償なし。本議会と委員会，全員協議会や行政視察などに限定（公式行事出席は除く）。自宅での調査や研究，準備，住民との話し合いや研修等も対象外）

その積算根拠は，管理職 1 人当たり年間平均人件費＝給料・各種手当・共済負担金・退職手当負担金等含め約 1,056 万 6 千円÷平均出勤日数 236（8 時間労働）＝44,800 円×議員 7 割相当＝31,300÷30,000 円とした。

## ii) 熊本県五木村の事例（成果主義）

熊本県五木村（人口 1,205 人 世帯数 520 世帯 H27.4.30 現在）では，平成 22 年，議長が選ぶ一般村民が村議の活動を査定し報酬を決める議員評価制度を導入，評価委員（4 人）が議員質問回数や内容などを基準に 5 段階で評価。報酬月額 21 万 3 千円のうち 2 割を差を付けて配分する成果主義を採用した。

平成 24 年 12 月，評価が困難で，評価委員の引き受け手がなく，廃止されている。

## ③ 議員定数と報酬（政務活動費）の相関による議会費総額からのアプローチ

先にも調査し述べたように，本市の予算額に占める議会費の割合は概ね 1% である。当初予算ベースによる議会費の推移と内訳は次表のとおりである。

議員定数を削減して議員報酬を増額しても，議会費は一定で変わらないとの意見がある。議会費総額等について次表により確認した。

(単位：千円，%)

区 分	総 額①	議会費②	割合 (②÷①)
平成23年度	23,820,000	338,111	1.4
平成24年度	25,010,000	299,240	1.2
平成25年度	25,320,000	293,009	1.2
平成26年度	27,560,000	298,147	1.1
平成27年度	26,130,000	309,513	1.2
	報 酬	119,223	
	給 料	25,920	
	職員手当等	50,841	
	共済費	83,179	
	報償費	1,004	
	旅 費	6,907	
	交際費	430	
	需用費	4,230	
	役務費	578	
	委託料	6,763	
	使用料及び賃借料	2,281	
	備品購入費	27	
	負担金，補助及び交付金	8,130	

### 3) 議員報酬の適正な在り方

#### 《検討状況》

以上の調査事項を踏まえつつ、議員報酬の適正な在り方について、調査事項に関連して検討を重ねた。

#### 【報酬に対する考え方】

- ・ 現在の議員報酬が、議員に立候補する人にとって、今の職を投げ打ってまでできる額であるかどうか。年金制度は廃止された。他に職業がなければ国民健康保険に加入し保険料も支払わなければならない。月額40万円というが、税金等差し引かれて手元に残る額がいくらになるか。その辺りを説明すれば、現在の報酬額に理解を示す市民は多いと認識している。
- ・ 単純に報酬額の多寡を言うのではなく、実際選挙に打って出て市政に携わり総社市のために頑張っていると思える、思わせる額になっているかどうか。
- ・ 本市の報酬額が他市を上回っていたり平均を超えていたりする場合に、その理由を明らかにして説明責任を果たす必要がある。これが説明できなければ、多いのではないかとの批判はなくなる。本市議会が行政に対しどのように政策提言し、条例を制定し、予算を審議し、決算を認定して、本市のために利益を及ぼしてきたかを示さなければ、報酬についての説明責任と理解は得られない。
- ・ 現在の議員の活動に見合った報酬であるかどうかの説明責任が果たせるか、また、実際に報酬に見合う活動になっているかを説明すべきであるとの考え方と、これから選挙に出て議員として活動しようとする場合の報酬を考えるのでは、報酬に対する見方が変わる。
- ・ 議員はそれぞれ地元の課題に取り組み頑張っている。この表に見えない活動、費やす時間は計り知れない。市内を巡るガソリン代もかかるが活動費としての保障はない。市職員で賄えば相当の経費もかかるであろう仕事をこなしていると自負している。こうした積み重ねも議員活動としてきちんと評価されるべきだ。
- ・ 市民と直接話をする機会が多い。実際の報酬額を伝えている。金額に関して言えば、それが多いとの意見を聞かない。年金もない、4年に1度の選挙もある。しかし、議員の仕事とは「これだ」と明らかにされていないこと、議員によって活動の仕方が異なっていることが問題を難しく複雑にしている。本会議や委員会への最低限の出席が目に見えたとしても、それ以外の部分が一般的に見えない、計数化できない。
- ・ 30～50歳の人に立候補を促すと、頑張ってみようかとの意向はあるが、報酬の実態を伝えると、現在の仕事を辞めてまでトライしようということにならない人

が多い。総社市のまちづくりに思いを持っている人でさえそうだというのが現実の姿だ。

- ・ 議員には年金もなく退職金もない。兼業、兼職の禁止規定で制限もある。
- ・ 議員報酬を生活給と見るのかどうかにより、考え方が変わってくる。議員専業か他に職業のある兼業なのかによって考え方が大きく異なり、議論にならない。年金世代と子育て世代でも状況は全く違う。
- ・ 廣瀬和彦氏を招聘しての研修会で、議員報酬に生活給的な要素がないのは、議員は兼業が前提となっていることからとの説明があったことを確認しておきたい。
- ・ 一般的に、議員として必要経費としてのスーツ代も認められないのが現実だ。
- ・ 現実問題として、立候補し選挙するためには経費が必要だ。その費用がなければ立候補さえできない。当選してからあとも同じだ。
- ・ 報酬額が月額50万になったからといって、それなら立候補して議員になろうとする人が本当に増えるであろうか。そうは思えない。他に職業があれば落選してもやれるので、立候補することは可能だと思う。
- ・ 議員には大きな権限と機能があり、その責任は重い。ボランティア（無報酬）で務める役割ではない。
- ・ 議員としての仕事はボランティアではない。議員の立場に伴う地域のこと、社会のこと、いろいろな活動は全てボランティアである。
- ・ 議員であるためにボランティア的に働くのは違う。全ての市民がボランティア精神を発揮してまちづくりに協力しており、当然のことである。
- ・ 議員は、時間的制約を受けるが、余裕もある。議員報酬以外に兼業で他の収入を得ることは可能だ。
- ・ 子育て世代の場合、配偶者が働かなければ生活できない。若い人々、子育て世代に多く議員になってもらいたい思いはあるが、経験上、難しい。政務活動費で認められる経費以外は全て報酬で賄っている。自営業と同じ感覚だ。
- ・ 若い人が立候補しやすい環境のための報酬増との意見もあるが、必ずしも若手の意見ばかりではなく、年金をもらっている人でも、高齢化社会で相応の人が議員として活躍すればよい。若いことだけが特権ではなく、多くの経験を積んだ人が議員となれる環境を整備する必要がある、報酬だけの問題ではない。

### 《日当制について》

- ・ 福島県矢祭町では日当制を導入しているが、兼業、もしくはボランティアが前提である。議員専業である場合、こうした日当制にあつては生活を営む十分な報酬を得られず現実的に不可能である。

### 《議会費総額からのアプローチについて》

- ・ 議員定数を削減し、その分、議員報酬を増額しても議会費は一定であり、報酬増による少数精鋭の議会運営が可能ではないかとの意見は、一見、非常に分かりやすい。しかし、定数削減によるチェック機能の低下に対し、議員が実際的に少数精鋭となる保障はなく、そもそも議員定数と報酬は本来個別にその適正な在り方を検討すべきであり、検討項目たり得ない。
- ・ 県下他市の状況を見ても、議会費は総予算額の概ね1%程度となっているが、財政規模の大きい岡山市(0.4%)や倉敷市(0.5%)においては、到底1%に足りない。1%を議会費に充てるとして、その範囲内で定数や報酬の増減を考えることには意味がない。
- ・ 定数と報酬に相関関係があるか。定数現状維持の場合、2人又は4人削減の場合の報酬額はどうか。近隣市の状況において、定数を削減したからといって報酬を増額するという状況にはなっていない。議会力の低下を招かない検討が必要だ。仮に定数を減らして報酬を増額するとしても、現在の社会環境から報酬増は一般的に受け入れ難いと思われる。市民の声を受け入れ報酬減に踏み込んだとき、負のスパイラルに陥る。
- ・ 定数現状維持と削減の案があるが、報酬額とはリンクしない。定数と報酬は別個の問題であり、議会予算総額一定のアプローチは考慮すべき必要がない。
- ・ 定数と報酬は個別に検討する。結果的に経費として予算総額の何%になっているかを見ればよい。議会活動に必要な一定の経費は当然確保されるべきだ。

### 《人口規模と報酬について》

- ・ 一般的に人口規模の多い市ほど議員報酬が高額であるが、人口規模によって議員活動に違いが生じるのか。基本的には変わらないと考える。
- ・ 人口規模が大きい市は、予算・決算の量が違う。学校数や諸団体の数が違う。審議する量、内容が莫大なものになるという違いがある。
- ・ 玉野市、笠岡市など本市より人口の少ない他市と比較しても本市議員の報酬は少ない。岡山市、倉敷市は他と比べて人口、報酬額が多いが、逆に人口規模にかかわらず、必要なものは変わらない面もある。両面を勘案し、月額45万円が適正と考える。

### 《政務活動費との関連について》

- ・ 定数との関連よりもむしろ政務活動費との関連において検討すべきである。議員活動に必要な経費、研修費等、政務活動費を超えて必要な経費は報酬から支出せざるを得ない。政務活動費の増額があるならば、報酬額への考え方も変わる。
- ・ 議員には、報酬(及び期末手当)以外に手当がない。政務活動費には制約がある。

報酬以外に、本会議や委員会への出席、日々の議員活動に対する交通費等の手当が支給されるのであれば報酬額の在り方の基本も変わる。

- ・ 政務調査費が政務活動費と規定され直し使途が広がったのは、部分的に議員活動に資する経費としても認めようという考えがあった。しかし、政務活動費の対象は厳しく使い勝手が悪い部分もある。報酬の中から支出しているのが現状ではないか。
- ・ 政務活動費が現状のままであるならば、必要な経費を報酬で賄うために月額5万円増は必要である。
- ・ 政務活動費増があれば、報酬額は据え置いても良いとの意見もあるが、どちらも増額で見直すべきだと考える。

### 《報酬審について》

- ・ 過去から、議員報酬については報酬審にお任せすることになっているし、第三者に委ねた方が市民の理解を得られると考える。
- ・ 報酬審に委ねる考え方に反対ではないが、特別委員会を設置して調査検討し、その結果を報酬審に伝えることが必要である。
- ・ 報酬審に委ねるといっても、議員について何も分からない、知らない、実態を把握していない場合、審議のしようがない。議員自ら、活動内容について発信する必要がある。
- ・ 前回の報酬審が開催されてから長い期間が経過した。特別委員会（議会）として、報酬審を開催するよう要請すべきである。
- ・ 議員が自らの報酬を議論するのは市民感情から言って好ましいとは言えない。議員報酬決定の仕組みからいって、報酬審の答申を受け入れざるを得ない。特別委員会の調査事項として元々ふさわしくなかった。
- ・ 特別委員会で調査検討するのは、その調査結果を報酬審の判断材料にしていきたいとの考えだ。

### 【現状維持の意見】

- ・ 全国の人口同等規模の市と比べ、本市の議員報酬は少なくない。現状維持が適正で、増額する必要はない。
- ・ 5万円増の数的根拠が乏しい。現下の社会情勢にあって、報酬増を考え訴えるならば、明確に根拠を示すべきで、根拠に乏しい議論は受け入れられない。
- ・ 現状月額40万円は他市との比較において多くはないし、少なくもない。これを現状維持の根拠とする。

## 【増額の意見】

- ・ 若い立候補者が出るためには、報酬は多い方が良い。
- ・ 議員報酬だけでやっている議員が何人か知らないが、40万円のうち固定資産税、市民税等々、保険料、その他引き去り、実質の手取りがいくらになるか。会社員でも夫の給料だけで賄えないから奥さんも働いている。議員も同じだ。議員活動に比して議員報酬が妥当かと問われれば、最低限と言わざるを得ない。
- ・ 年金世代、子育て世代、いろんな世代から議員になれる環境が必要であり、そうした意味からも現状の40万円は最低限である。
- ・ これからの若い人たちが専業、職業としての議員として活躍してもらうためには、生活給的な側面を考慮しなければならないのは否めない。また、議員は年功序列ではないので何年やっても報酬は変わらないのが基本だ。まして、年金もないのだから、生涯の職業、生涯収入としての観点から見れば、いま少し増額が必要ではないか。
- ・ 議会というものには、若者も、女性も、年金受給者も含めて、各界各層から幅広く立候補できる条件と環境がなければならない。報酬がそうだ。地方の時代というのなら、議員がきちんと活動できる、生活給的な保障も含めて条件を整備する、そういう意味で少なくとも現状維持から45万円程度が必要だと考える。
- ・ 他に収入がなければ議員といえども共働きを前提に生活を営んでいる状況だ。報酬以外に、交通費的な措置分も含めて月額2万円程度の増額が必要と考える。
- ・ 議員が専業なのか兼業なのかで考え方が変わる。地方分権が進み議会議員の役割が増大すれば、議員は専業が望ましいと考える。その場合、報酬は生活給的な要素が強くと月額40万円でも、子育て世代の議員の手取りは30万円程度だ。この額は生活そのものには十分だ。しかし、これからの世代がこの状況で議員に挑戦しようとするかということとあまりにもリスクが高い。落選しても失業保険もない。月額5万円増なら4年間で240万円となり、これをどう使うかは個人の判断だが、議員に挑戦する人も増えるのではないか。
- ・ 一般的に考えて、5万円増の月額45万円は多いとも思うし批判を受けるとも思う。しかし、議員にはそれだけの責任がある。
- ・ 4年間の議員報酬総額とその間の生活、選挙に要する費用、年金もなく退職金もないことを総合的に勘案すれば、専業であれば現状の報酬額は厳しい。
- ・ 議員にはいろいろな立場から選ばれて出てくる、そういう構成がふさわしい。年齢が高ければ経験が豊富でいろんな意見があるとの評価もあるが、トータルで見れば個人の問題、価値観であって、いろいろな年齢の人がいることのほうが優先する。若者には若者の生活環境があり考え方が異なる。そのためには経済的安定性を確保する必要があり、生活給的な側面が大きい。そういう意味から5万円増は妥当である。
- ・ 議員報酬は、平成7年から改定されていない。当時の市職員の係長並みとの話が

あったが、市職員なら雇用主が補填する保険制度もあるが、議員は国保であり退職金もない。県下他市との比較において月額45万円以上が適正と考える。

- ・ 委員会での議案審査及び所管事務調査において、執行部の答弁や説明は主に部長級及び課長級の職員が行っている。このことを踏まえて議員報酬を検討する必要もある。
- ・ 平成26年度議会改革度ランキング（早稲田大学マニフェスト研究所調査）で、本市議会は県下で第1位、中国地方で第4位、去年は第188位だった全国ランキングは第56位となった。先人の議会活性化の取組に加え、市民参加の促進、ICT化への取組、政務活動費の情報公開等が進んだことが理由とされている。こうした実績は、議会、委員会、議員活動を評価する一助となる。

## 《取りまとめ》

小委員会では、概ね以上のような意見をもとに検討を重ねた結果、議員報酬の適正な在り方として、現状維持の月額40万円を最低限とし、月額45万円までが適正であると取りまとめることに決定した。

なお、小委員会として、議員個人の活動量の把握は困難で議員によって差異があるが、議会及び委員会活動の活発化（本会議閉会中の所管事務調査の実施、議会基本条例に基づく当局への資料請求を用いての審査）や議会報告会（意見交換会）の開催等により活動時間は増加していること等から、報酬は最低限の現状維持から増額すべきとの方向性について意見の一致を見ているが、その具体的な額については報酬審の審議結果を尊重したいとの意見が大勢であったので、付記する。



## (3) 政務活動費の適正な在り方について

### 1) 調査事項

#### ① 法令の規定等

政務活動費は、地方自治法（第100条）に次のように規定されている。

「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」。なお、「議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする」とされている。

これに基づき、総社市政務活動費の交付に関する条例、同施行規則が定められている。本市の政務活動費は月額2万5千円であり、申請に基づき交付される。なお、年度において交付を受けた総額に残余がある場合には返還することが義務付けられている。

また、本市議会では、条例を補完する目的で「政務活動費に関する取扱基準」を規定し、領収書等証拠書類の保管、収支報告書等について明らかにしている。

#### ② 本市の経過

本市では、平成3年4月1日から、交付要綱に基づき「市政調査研究費補助金」として議員2人以上の研究会に月額1万5千円が交付されていた。

その後、平成13年3月議会において、地方自治法改正に伴い政務調査費が制度化され、月額1万5千円の条例案が提案されたが否決。平成14年6月議会において月額2万5千円とする条例案が提案され可決、平成14年7月1日から施行された。

平成25年3月1日、地方自治法改正により「政務調査費」が「政務活動費」とされ、使途が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」と改正されたことに伴い本市条例、規則等も改正（平成25年4月1日施行）され（交付金額は変更なし）、現在に至っている。

### ③ 本市の実態

近年の本市政務活動（調査）費の交付状況は下表のとおりである。

	申請人数	交付額 (円)	執行済額 (円)	執行率 (%)	1人当たり 平均執行額 (円)
平成22年度	24人	7,200,000	5,459,231	75.8	227,468
平成23年度	24人	7,050,000 ※1	5,649,503	80.1	240,885
平成24年度	23人	6,900,000	5,407,479	78.4	235,108
平成25年度	23人	5,850,000 ※2	4,076,988	69.7	217,952
平成26年度	23人	6,900,000	6,185,060	89.6	268,916

※1 申請額15万円が1人いるため

※2 申請額15万円が1人いるほか、改選による初当選議員は後期分15万円のためのため。

この年度の平均額は初当選議員を除いた議員の額で計算

平成26年度の議員別内訳は次表のとおりである。

	調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	会議 費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所 費	合計
1	51,030	80,520	57,600				55,468	40,000	3,337	287,955
2	51,200	107,460				3,229	11,557			173,446
3	63,629	194,430					12,764			270,823
4	174,787	245,800					15,927			436,514
5	12,312	121,360								133,672
6		325,160				48,121	33,732			407,013
7	66,360	396,570				49,449	22,773			535,152
8		78,520	22,800				53,140	120,000	60,000	334,460
9	302,873	25,000					22,029			349,902
10						14,029	9,853		21,253	45,135
11		353,125			9,000		106,173			468,298
12	29,800	331,970					36,676			398,446
13	64,648	255,040				6,942	49,198			375,828

14	11,880	185,760				3,817	27,876		43,336	272,669
15	58,357	250,040					9,853			318,250
16	60,659	66,820				4,151	30,711		72,000	234,341
17	102,110	150,770				1,810	37,116			291,806
18		324,060		18,400		18,186				360,646
19	233,702	36,205					22,310			292,217
20	218,561	5,000				5,145	56,569		90,000	375,275
21	86,746	255,580				4,048	112,044			458,418
22	19,359	277,680					97,233			394,272
23	1,800		47,956				53,240	120,000	60,000	282,996
計	1,609,813	4,066,870	128,356	18,400	9,000	158,927	876,242	280,000	349,926	7,497,534

注) 1. 交付額は1人年額300,000円。合計金額が交付額を超える部分は自己負担とし、合計金額が交付額に満たない部分は返還される。

2. 申請していない議員が1人いる。

3. 「要請・陳情活動費」は該当なし

#### ④ 他市の状況

全国市議会議長会による政務活動費の状況は以下のとおりである。

全国812市のうち、議員1人当たりの交付月額で最も多いのは1万円以上2万円未満で225市(31.9%)、次に2万円以上3万円未満で167市(23.7%)、次に3万円以上5万円未満で105市(14.9%)となっている。

これを、本市の類似団体として人口5～10万人未満の270市だけみると、最も多いのは1万円以上2万円未満で120市(49.0%)、次に2万円以上3万円未満で72市(29.4%)、次に3万円以上5万円未満で27市(11.0%)である。

岡山県下の市の状況は下表のとおりである。本市の政務活動費は、県下で少ない方から2番目となっている。

(単位：人，k㎡，円)

	議員定数	人口 (注2)	面積	政務活動費 (月額)(注3)
岡山市	46	714,583	789.91	135,000
倉敷市	43	478,714	354.72	150,000(注4)
津山市	28	103,350	506.36	58,000
玉野市	20(注1)	61,515	103.63	35,000
笠岡市	22	51,497	136.03	45,000

井原市	20	41,633	243.36	30,000
総社市	24	66,494	212.00	25,000
高梁市	20	33,265	547.01	30,000
新見市	18	31,565	793.27	30,000
備前市	16	35,585	258.23	25,000
瀬戸内市	20	37,021	125.53	20,000
赤磐市	18	43,150	209.43	30,000
真庭市	24	46,432	828.43	30,000
美作市	18	28,590	429.19	30,000
浅口市	18	34,699	66.46	30,000

- 注) 1. 玉野市は、平成 26 年条例改正、次回選挙から 20 人とする。現在 21 人
2. 岡山県毎月流動人口調査（岡山県：平成 27 年 2 月 1 日現在）
3. 議会事務局調（平成 27 年 8 月現在）
4. 倉敷市は、条例附則により平成 25 年 7 月から平成 28 年 3 月まで 120,000 円に減額中

## ⑤ 請願・陳情の状況

政務活動費に関する請願・陳情はない。

## ⑥ 市民アンケート結果，議会報告会，議会フォーラムでの市民意見

議会に関する市民アンケート（平成 24 年 4 月及び平成 27 年 4 月実施）や議会報告会，議会フォーラムでの意見等は【資料 3】のとおりである。

## ⑦ 政務活動費と報酬の関連性

「議員報酬の適正な在り方」を検討する中で、政務活動費との関連について意見があった。政務活動費はいろいろな制約があって使いにくいので、また、政務活動費相当額を報酬に含んではどうか、逆に、政務活動費は議員としての資質を向上させるために活用するべきで、報酬に含めるべきものではないとの意見や、政務活動費が増額

されることにより、現状で議員報酬から支出せざるを得なかった経費が補填されれば、報酬増によってそれを賄うことはなくなるとの意見もあり、改めてその点について協議検討した。

その中で、「かつて、政務活動費は議員の第2報酬的な意味合いが合って、そのように見られ扱われていた経緯もある。実際の用途について、全国的に見て、あいまいな部分も指摘されてきた事例も多くあり、市民オンブズマン等の訴えが提起され、最高裁の判決を待たねば結果が判然としないような場合もあった。しかしながら、政務活動費と報酬は個別のもので、それぞれに適正な在り方を検討すべきものである」との意見の一致に至った。

## 2) 政務活動費の適正な在り方

### 《検討状況》

以上の調査事項を踏まえつつ、政務活動費の適正な在り方について、調査事項に関連して検討を重ねた。

- ・ 現状維持の月額2万5千円が適正と考える。
- ・ 月額3万円、年額36万円が適正である。議員が研修を受講する場合、現状では不足する。議員によって差はあり全議員が全額執行していないが、交付額を超えて経費支出している議員もいる。研修に必要な経費は、必要とする議員に合わせるべきと考える。
- ・ 全額を政務活動費として活用せず、支出内容に応じて按分している現状もあり、現状の2万5千円から1万円増が適正と考える。
- ・ 本市の実態を見ると、年額30万円を超過している議員が半数いる。収支報告に全額記載していない場合もあり、不足している議員がいる。月額1万円増（年額12万円増）が必要である。
- ・ 昨年度の交付状況を見ると、5人が年40万円を超過している。30万円以上が13人。半数以上は不足しており増額が必要。調査研究費に不足が生じるようでは今後の総社市の発展は危うい。使わなければ返還するものであり、月額1万円増とすればよいと考える。
- ・ 議員の個々の活動に対して多寡を論じるのだが、最終的に近隣の市と比較した場合、議員の力量が問われるのではないかと考える。議員の資質を向上させる原資である。増額を強く希望する。
- ・ 本市議会議員の場合、按分している事例が多い。議員の資質向上のために全額を申請し活用できるよう努めなければならない。また、議員による調査研究費を考えた場合、以前、全国7箇所の視察を行い施策提言につなげてきた。視察、研修を大に行って施策提言に生かさなければならないが、そこに金額の制約があるとすれば、生かしきれない。総社市のために生きた経費として活用する権利と義務がある。最低でも年額50万円は必要である。政務活動費を活用し市民に還元しなければならない。東京での厚労省の職員による講演には全国から議員が集まり勉強する。これを聴講し勉強し、次の視察に生かし施策の提案や総社市の行政に反映させて役立てる必要がある。
- ・ 委員会視察では対応できない政務活動による議員視察の重要性がある。他市の研究のために政務活動費を節約しつつ活用するが、不足するので自己負担をして行っているのが現状だ。市長や執行部に対し対等に一般質問し質疑を行って議論し提言、提案しようとするれば、議員の研究、視察、勉強は不可決であり、その額に不足を生

じるようであってはならない。

- ・ 政務活動費は、当該団体が議員の調査研究のために交付することができる経費であり、議員はこれを活用して調査研究及び資質の向上に努める必要があるが、本市の政務活動費は県下他市の額と比較して少ないのは明らかである。議員が研究を重ねて政策提言を遠慮なく行える環境、活動費が必要である。それを政策提言に活かして市民のために活用することに遠慮があってはならない。本市議員の活動に当たり、議会棟はなく議員室、デスクさえもない。県下で第4の都市となりながら、なぜ政務活動費がこのように低調なのか、これで良いのか考える必要がある。

## 《取りまとめ》

小委員会では、概ね以上のような意見をもとに検討を重ねた結果、政務活動費の適正な在り方として、現状の月額2万5千円（年額30万円）に対し、月額3万5千円（年額42万円）が適正であるとする委員が最も多く、そのように取りまとめることに決定した。

なお、年額50万円が適正であるとの少数意見を留保するよう申出があった。

併せて、本市議会議員政務活動費の用途については、今後ともその透明性を確保し、引き続き1円以上の領収書の添付義務付け、また、議員別にその収支報告書を議会だよりや市議会ホームページで積極的に公表していくことを付記する。

## 7 まとめ

小委員会での調査検討結果は、次のとおりである。

まず、議員定数の適正な在り方については、論点を絞り、現状維持の24人、2人少ない22人、4人少ない20人の3案について検討したが、結論に達しなかった。

次に、議員報酬の適正な在り方については、現状の月額40万円を最低限とし、月額45万円までが適正であるとした。

なお、議員報酬については、小委員会での調査検討とともに、総社市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する第三者機関「特別職報酬等審議会」（以下「報酬審」という。）の開催を市長に要請し、審議すべきであるとの意見の一致があり、特別委員会にその旨報告し提案した。

次に、政務活動費の適正な在り方については、現状の月額2万5千円から1万円増の月額3万5千円が適正であるとした。

小委員会の調査検討結果は上記のとおりであるが、特別委員会での結果は次のとおりである。

まず、議員定数については、小委員会からの調査検討結果が特別委員会に中間報告された後、特別委員会で諮ったところ、次のような結果となった。

特別委員会結果（議長及び特別委員会委員長を除く22人）

《1回目》

現状維持の24人が適正とする委員 8人

2人削減の22人が適正とする委員 11人

4人削減の20人が適正とする委員 3人

3案とも過半数に至らなかったため、上位2案で採決したところ、

《2回目》

現状維持の24人が適正とする委員 8人

2人削減の22人が適正とする委員 14人

以上となった。

次に、議員報酬については、小委員会の調査検討結果を了承した。

なお、特別委員会でも、報酬審の開催を市長に要請し審議すべきであるとの意見の一致があり、そのように決定し、議長から市長に対し開催要請がなされた。

次に、政務活動費については、小委員会の調査検討結果を了承した。



## 8 終わりに

平成26年12月16日の特別委員会設置と小委員会への詳細な調査検討の付託による13回の小委員会開催、また、小委員会の調査検討経過の中間報告を受けての計5回に渡る特別委員会を開催し、議員定数等の適正な在り方について調査検討を重ねてきた。

本報告書によって、小委員会での調査検討の過程や特別委員会での決定の過程を公開し報告書にまとめることで、議会の説明責任を果たす一助となることを期待する。

なお、特別委員会の調査検討結果を本報告書のとおり取りまとめたが、これらは、議員定数及び報酬並びに政務活動費の決定ではなく適正な在り方に関する検証であり、実際には条例の改正等によって改定がなされるものであることを確認しておきたい。



# 資料



# 1. 議会に関する市民アンケート結果

【実施日】平成24年4月並びに平成27年4月

【対象】いずれも市内在住の成人2,000人（男女各1,000人無作為抽出）

総社市議会に関するアンケート調査／単純集計結果	今回 (H27.4) 回答割合 (%)	前回 (H24.4) 回答割合 (%)	ポイント差 (今回 - 前回)	今回 回答件数
F1-1. 性別				648
男性	40.9	41.9	-1.0	265
女性	48.6	50.2	-1.6	315
無回答	10.5	7.9	2.6	68
F1-2. 年齢				648
20歳代	5.9	20.9	-2.8	38
30歳代	12.2			79
40歳代	15.9	30.6	-0.5	103
50歳代	14.2			92
60歳代	23.8	44.3	-3.4	154
70歳代	17.1			111
80歳代	8.0	0.7	8.5	52
90歳以上	1.2			8
無回答	1.7	3.5	-1.8	11
F2. 居住地区				648
総社地区	36.1	36.8	-0.7	234
常盤地区	11.7	10.7	1.0	76
三須地区	5.1	3.8	1.3	33
服部地区	2.9	3.0	-0.1	19
阿曾地区	4.8	4.2	0.6	31
池田地区	2.2	2.4	-0.2	14
秦地区	4.5	2.0	2.5	29
神在地区	2.5	3.6	-1.1	16
久代地区	5.1	6.2	-1.1	33
山田地区	1.5	1.2	0.3	10
新本地区	2.5	1.6	0.9	16
昭和地区	4.8	5.6	-0.8	31
山手地区	6.3	5.5	0.8	41

清音地区	7.1	9.4	-2.3	46
無回答	2.9	4.0	-1.1	19
問1. 市議会への関心				648
ある	25.9	27.2	-1.3	168
少しある	47.1	46.6	0.5	305
ない	26.2	25.5	0.7	170
無回答	0.8	0.7	0.1	5
問2. 「市議会だより」の閲覧状況				648
どの記事も読む	20.7	18.5	2.2	134
関心のあるものだけ読む	49.8	53.6	-3.8	323
ほとんど読まない	19.9	19.5	0.4	129
知らない・見たことがない	8.6	7.1	1.5	56
無回答	0.9	1.3	-0.4	6
問3. 「市議会のホームページ」の閲覧状況				648
週1回以上見る	0.8	調査なし		5
月1回以上見る	3.7			24
見たことがある(月1回以下)	17.1			111
知らない・見たことがない	77.6			503
無回答	0.8			5
問4. 「議会報告会」「議会フォーラム」の参加状況				648
参加したことがある	4.9	調査なし		32
知らない・参加したことがない	94.6			613
無回答	0.5			3
問5. 市議会本会議の傍聴経験(複数回答可)				648
議場で傍聴したことがある	4.8	3.1	1.7	31
ケーブルテレビで見たことがある	34.4	37.2	-2.8	223
インターネットで見たことがある	2.3	2.3	0.0	15
見たことがない	60.8	58.5	2.3	394
無回答	0.3	1.2	-0.9	2
問6. 現市議会の評価				648
大いに評価する	0.9	1.7	-0.8	6
ある程度評価する	31.9	36.5	-4.6	207
あまり評価しない	19.8	20.7	-0.9	128
全く評価しない	6.5	3.9	2.6	42
分からない	34.9	35.6	-0.7	226
無回答	6.0	1.6	4.4	39

問 7. 市民の声の市議会への反映について				648
思う	1.4	2.3	-0.9	9
やや思う	21.3	23.1	-1.8	138
思わない	38.9	36.4	2.5	252
分からない	33.0	33.6	-0.6	214
無回答	5.4	4.7	0.7	35
問 8. 市議会の改革の必要性				648
必要だ	47.4	51.1	-3.7	307
必要ない	3.1	5.4	-2.3	20
分からない	43.2	39.2	4.0	280
無回答	6.3	4.3	2.0	41
問 9. 議会が改革に取り組むべき課題（問 8 で「必要だ」と回答した者のみ回答。複数回答可）				307
議会の調査機能の向上	28.7	23.1	5.6	88
休日や夜間議会など市民の傍聴しやすい議会	16.3	17.3	-1.0	50
市民の声が反映できる懇談会の開催や意向調査の実施	44.0	51.2	-7.2	135
市議会ホームページの充実など情報公開	13.0	16.8	-3.8	40
議員数・報酬などの検討	62.9	63.5	-0.6	193
その他	5.9	2.4	3.5	18
無回答	2.0	1.0	1.0	6
問 10. 議員定数 24 人について				648
今のままでよい	26.9	26.0	0.9	174
多いと思う	47.5	51.9	-4.4	308
少ないと思う	0.5	0.4	0.1	3
分からない	19.4	17.3	2.1	126
無回答	5.7	4.3	1.4	37
問 11. 適切と思う議員定数（問 10 で「多いと思う」「少ないと思う」と回答した者のみ回答）				311
28 人	0.6	0.8	-0.2	2
26 人	0.0	0.3	-0.3	0
22 人	8.7	12.8	-4.1	27
20 人	43.7	39.0	4.7	136
18 人	16.7	19.0	-2.3	52
16 人以下	24.1	23.8	0.3	75
無回答	6.1	4.4	1.7	19
問 12. 毎月 40 万円の報酬について				648
適当だと思う	30.7	24.4	6.3	199
多すぎると思う	41.2	50.8	-9.6	267

少なすぎると思う	2.9	0.9	2.0	19
分からない	17.9	18.8	-0.9	116
無回答	7.3	5.1	2.2	47
問 13. 適正と思う議員報酬額（問 12 で「多すぎると思う」「少なすぎると思う」と回答した者のみ回答）				286
20 万円未満	18.2	17.1	1.1	52
25 万円未満	12.9	12.7	0.2	37
30 万円未満	30.1	35.6	-5.5	86
35 万円未満	22.4	23.6	-1.2	64
40 万円未満	4.2	3.4	0.8	12
45 万円以上	6.3	1.6	4.7	18
無回答	5.9	6.0	-0.1	17
問 14. 月額 2 万 5 千円の政務活動費について				648
適当だと思う	37.5	32.9	4.6	243
多すぎると思う	8.6	8.3	0.3	56
少なすぎると思う	6.2	6.6	-0.4	40
必要ない	14.4	15.4	-1.0	93
分からない	28.2	30.6	-2.4	183
無回答	5.1	6.2	-1.1	33



## 2. 議会報告会開催実績

### 【第1回】平成24年

月 日	時 間	場 所	出席者数
3月22日(木)	19:00~21:00	昭和公民館4階会議室	26人
23日(金)	19:00~21:00	西公民館2階会議室	16人
24日(土)	10:00~12:00	消防庁舎3階会議室	25人
25日(日)	19:00~21:00		22人

### 【第2回】平成24年

月 日	時 間	場 所	出席者数
11月4日(日)	10:00~12:00	中央公民館池田分館	7人
		東公民館服部分館	15人
11日(日)	10:00~12:00	昭和公民館下倉分館	18人
		西公民館新本分館	6人

### 【第3回】平成25年

月 日	時 間	場 所	出席者数
5月25日(土)	10:00~11:30	昭和公民館富山分館	18人
		中央公民館総社北分館	11人
	14:30~16:00	中央公民館常盤分館	19人
		西公民館秦分館	25人

### 【第4回】平成25年

月 日	時 間	場 所	出席者数
11月10日(日)	10:00~11:30	山手公民館	16人
		清音公民館	22人
	14:30~16:00	西公民館久代分館	10人
		昭和公民館水内分館	12人

【 第5回 】平成26年

月 日	時 間	場 所	出席者数
5月17日(土)	10:00~11:30	中央公民館総社分館	18人
		昭和公民館	19人
	14:30~16:00	東公民館三須分館	8人
		西公民館山田分館	26人
5月18日(日)	10:00~11:30	中央公民館浅尾分館	23人
		東公民館阿曾分館	25人
	14:30~16:00	西公民館神在分館	20人

【 議会フォーラム 】平成26年

月 日	時 間	場 所	出席者数
11月8日(土)	14:00~16:30	山手公民館多目的ホール	250人

※ 市民，市外議会議員，本市議会議員を含む

【 第6回 】平成27年

月 日	時 間	場 所	出席者数
5月17日(日)	10:00~11:30	総合福祉センター	16人
		昭和公民館	6人
		山手公民館	12人
	14:30~16:00	東公民館	9人
		西公民館	9人
		清音公民館	9人

※ この回から名称を『意見交換会』（議会報告会）と改称

計468人

(第6回までの1会場あたり平均出席者数16.1人)

### 3. 議員定数及び報酬等に関する議会報告会等での意見

#### 第4回議会報告会（平成25年11月）

##### ◎意見交換（概要）（Qは市民の質疑や提案，Aは議員の答弁）

Q: 議員定数や報酬について，議員自身が削減することは難しいだろう。

倉敷市は人口40万人で議員40人である。総社市の場合，議員5，6人でよいのでは。

A: 定数の問題については削減するよう求める陳情も出されている。しかし，例えば昭和地区は面積は全市の約3分の1を占めるが，人口は約3,600人，全体の約5%だ。定数を削減すると，地元の声が届かなくなることも予想される。議員1人当たり約600万円の報酬だが，議員の定数を削減して経費節減するよりも行政の無駄などより大きなものを取りこぼさないよう行政の監視や評価をすることが重要だ。市の全予算に対する議会費は約1.3%である。また，委員会構成も考慮しなければならない。議案等の詳細審査は委員会で行うが，4常任委員会で各6人の委員構成が適切だと考える。他市との比較で人口や面積比率のみで定数を考えるのは問題がある。議会基本条例の制定に当たり，議員で話し合っている。引き続き協議する。

Q: 議員報酬は上げるべきだと思う。行政は非常に複雑になっており兼業では追いつかない。

40～50歳代の人に議員になってもらおうと思っても，今の報酬では誘うこともできない。最終的には報酬審議会での審議かもしれないが，議員報酬について真剣に見直してほしい。

A: 議員報酬については報酬等審議会の委員が検討し，市長に答申する。平成7年から改正されていないが，手当等もなくなり年々厳しくなっている状況である。

Q1: 政務活動費は月額2万5千円で残余金は返還するとの説明だが，不足する場合はどうか。

Q2: 議会基本条例の中に，議員報酬の改正に当たっては「将来の予測」を踏まえるものにするとのことだが，何をどう予測するのか。総合計画の策定等は審議会を経て決定されているようだが，そういう内容のことか。

A1: 不足する額は自己負担である。

A2: 現状の月額40万円は10年ほど前に当時の市職員の係長急並みとして決定された。今後の予測とは，職員全体の給与の状況，人口の推移等に伴う行政の状況である。議員報酬は市民代表で構成された報酬等審議会でも審議し，市長に答申されて，市長が決定する。

Q: 議員報酬が月額40万円は決して高いとは思わない。報酬と政務活動費の県下他市議会との比較は一覧表があり説明があつたが，定数についてはなかった。定数も，むしろ増やしてもよいとは思っているが，他市との比較があればよかった。

A: 議員定数の他市との比較も一覧表に加える。

Q: 議会基本条例案の議員定数に係る条文は抽象的だ。私は減員のみを言っているのではない。増やすことがあってもいいと思っている。具体的に書いてほしい。

A: 定数に係る条文に対するパブリックコメントでのご意見をいただいております。議会運営委員会で協議する。意見をいただいた方には，議会の考え方をお示しする。

Q:議員報酬は有識者等で組織された報酬審議会で決定されるとのことだが、どのようなメンバーか。

A:市には各種審議会が設置されているが、メンバーは市長が決める。

### ◎出席者アンケート結果（抜粋）

- 議員の定数の改革が必要と思うが、どのように議員さんは考えられていますか。財政改革の面からも、よろしくお願いします。（80歳代以上：女性）
- 議員定数、20人としたらどうか？（70歳代：男性）
- 議員定数についての見直しが必要ではないでしょうか。住民の責任も考えなければならないことも事実です。（70歳代：男性）

## 第5回議会報告会（平成26年5月）

### ◎意見交換（概要）（Qは市民の質疑や提案、Aは議員の答弁）

Q1：議員定数を減らすべきでは？ 備前市は16名、新見は18名であり、高梁は今後18名になる。議員数の削減は議会費の削減につながる。

Q2：議員報酬40万円は少ないと思う。上げるべきでは？今の報酬では生活安定ができないし、若い世代が立候補しにくい。10万円ぐらいアップしてもよいのでは？

A1：市民からのアンケート調査で議員定数、報酬が多すぎるという意見があった。議員数の減少は委員会議論の低下につながるなどさまざまな問題点はあるが、議長はこれから定数問題の議論を深めると新聞報道でも言っている。今の議会の空気としては、これから議員間で議論し解決していく方向だ。

A2：報酬は報酬審議会で決めることだが、子どもの将来の夢に議員という職がないという点からも魅力ある市議会創りをしなければならない。

Q：議員人数が多いのではないか。20人くらいが妥当では。人数を減らすことで、20人の議員で削減できた金額を分配してはどうか。

A：24人が多いとは思わない。地域の意見を集約するために適切な人数だと思う。今後、その意見を踏まえて、検討する。

## 議会フォーラム（平成26年11月8日）での意見

### ◎ 会場意見（要約）（Qは市民の質疑や提案、Aは議員の答弁）

Q: アンケートのことがすごく出てきました。半数ぐらいが議員報酬とかそういうのが多いうて回答に出たというふうに言われたんですけど、総社市からのアンケートなのか何か別の団体のアンケートなのか。

A: 平成 24 年 4 月にアンケート調査をしました。任意抽出なんで市民全員を対象としておりません。配付数が 2,000, 有効回収数が 745, 有効回収率としては 37.3%ということになっております。こういったアンケート調査をもとにしましたら、議会の議員の定数は 53%の方が多くいではないかというふうな結果が出てまいりました。

Q: 私は、議員定数は最低で現状維持、できれば増員。それから、報酬については増額という立場で提言したいと思います。個人的に県内 15 市全てを調べてみたんですけども、この中に入っていたんで入ってない分だけ言いますと、各市の常任委員会の数はちょっと入ってなかったんで、それは岡山市、倉敷市は 6 委員会、津山、総社が 4 委員会、その他は 3 委員会、ただ備前市についてはちょっと分かりませんでした。で、最低限の各常任委員会の委員数は 6 名です。ですから、これは最低限の 6 名は、備前市は分かりませんが、それ以外のところは守っているのではないかと思います、その中で一つ、総社市議会委員会条例の第 2 条、議員は少なくとも一常任委員となるものとするというのがあります。で、これをどのように読み取ればいいのかということが一つあります。で、議員定数の現状維持、もしくは増については、これ以上削減されると、もう本当に私たち市民の声が市長なり、それから行政に、執行部に届くのかどうかという懸念が非常にあります。それから、常任委員会を減らすということは、これは減らした議会全ては、私はある程度聞きましたけれども、そこでは非常にやりにくい、今まで四つ、五つあった常任委員会が三つになるわけですから、それは議員さんとしてやれるわけではないです。ただ、今おっしゃったように総社の委員会は、議員さんは非常に力持ちですから、1 人が二役、三役もされるんかも分かりませんが、できることならば 1 人一役でやっていただきたい。そうでなければ、先ほど来、ずっと議員さんも出されているように、委員会中心の議会活動というのはとてもじゃないけれども、できないだろうと。で、できれば議員定数を増やして、もっと多くの委員会できちっとした議論をしていただいて、執行部に政策提案をしていただきたいというように思います。

A: ただいま常任委員会の方は、実は兼ねてほかの委員会にもということで可能なので、2 委員会、例えば特別何とか委員会にも属することもできますので、常任委員会一つだけじゃないです。

Q: 私が考えるに、人員は減すと、先ほど言われた方と同じ意見で、やはり困るなど。あまり増やすのもどうかと思いますが、その分報酬を減したらどうかと私は思います。あと、減った分、議員活動、生活が困るという辺のところでは、あと民間の会社の成果制的なもんを、そこら辺のところでもいい仕事をした議員の人にはボーナスを出しましょう、そういうような格好でできないのか、何か知恵を、工夫を出していい仕事ができるような環境を。お金がたくさんないと、本当に議員活動のいい仕事ができないのかどうかという辺のところを私はもっと考えていただきたいです。

A: 定数はあまり多くなくても増やしても構わないよと。ただし、報酬を減らして、よく頑張る人には増やせというような意見です。

Q: 総社市の議員報酬は 40 万円です。で、年間 480 万円、期末勤勉手当といいますか、それが約

130万円ぐらいですか、ですから610万円ぐらいになると思うんです。この金額というのは、私が間違っていなかったら総社市の職員の平均月額給与額です。だから、決して報酬としては多いものではないということをおっしゃってください。

A:報酬は決して多いということではない。職員の給与から比べては多いわけではないという御意見をいただきました。

### ◎議会フォーラム出席者アンケート結果（抜粋）

#### 性別

① 男	…	72
② 女	…	25
未回答	…	2
合計	…	99

#### 年齢

	回答数
① 20歳代	… 0
② 30歳代	… 5
③ 40歳代	… 3
④ 50歳代	… 9
⑤ 60歳代	… 43
⑥ 70歳代	… 30
⑦ 80歳代以上	… 9
未回答	… 0
合計	… 99

#### 地区

① 総社地区	…	26
② 常盤地区	…	9
③ 三須地区	…	9
④ 服部地区	…	4
⑤ 阿曾地区	…	7
⑥ 池田地区	…	4
⑦ 秦地区	…	0
⑧ 神在地区	…	8
⑨ 久代地区	…	2
⑩ 山田地区	…	0
⑪ 新本地区	…	1
⑫ 昭和地区	…	0
⑬ 山手地区	…	14
⑭ 清音地区	…	11
未回答	…	4
合計	…	99

**議会フォーラムを聴講して、議員定数はどのようにあるべきと感じたか。**

① 現状でよい	… 52
② 増やすべき	… 5
③ 減らすべき	… 27
④ その他	… 10
①及び②	… 1
未回答	… 4
合計	… 99

**「① 現状でよい」の回答理由**

市民の声が届かなくなるから
少ないと民主主義に支障が出る。
委員会の質によると考えます。
減ずる意見の理由が明確でない。

**「② 増やすべき」の回答理由**

市民の声を十分聴き、行政指導、監視するには多い方がよい。
市民の声を聞くには増やすべき。

**「③ 減らすべき」の回答理由**

住民の福祉のためになっているか。
減らすなら報酬増もあり。
20名
3常任委員会でがんばるべき。
20名で十分。各地域から議員はいりません。
18人
定数やっとの候補者しかいないのなら選ぶこともできないのでは。
定数削減の傾向にある。委員会数と定数は関係なし。委員会は別の活動。

**「④ その他」の回答内容**

定数云々論外。議員一人ひとりの資質向上が先。
議員の活動内容、考え方、市民のためにどうあるべきか。
市長・副市長の市行政内での独裁を止められないなら減らす。
議会活動・議員活動の現状などがいまひとつ見えないので分からない。
議員がどのような働きをしているか分からない。議員報酬は働いたことに対するもの。

委員会の数や内容等も踏まえ、検討すべきだと思う。

国会議員数が減ったあと。

#### 「①及び②」の回答理由

定数より報酬を下げるべき。

今回の議会フォーラムを聴講して、議員報酬はどのようにあるべきと感じたか。

① 現状でよい … 4 8

② 増額すべき … 2 3

③ 減額すべき … 1 1

④ その他 … 1 2

未回答 … 5

合計 … 9 9

#### 「① 現状でよい」の回答理由

パネリストの意見を信用して、現状が良い。

報酬を考えて立候補するとは思えません。

他市議との比較で考えます。財政との関係もあると思います。失業手当は必要。

議員のランク付けをするとよい。仕事（成果）をした議員は報酬を出すのはどうか。

#### 「② 増額すべき」の回答理由

優良企業は報酬が多く質の高い人材が集まっている。

増額する。ただし専業とする。

#### 「③ 減額すべき」の回答理由

住民の福祉のためになっているか。

お金のために地域や人へ奉仕するものばかりではないと思う。人材は豊富におられると思う。

3 5 万プラス委員会手当

3 5 万円

市議会議員の役割を果たしていない。

#### 「④ その他」の回答内容

自分たちで決めろ！それが議員たる資質であると思う。

活動の仕方によると思うので分かりません。

2年に1回評価し査定する制度を作る。その上で必要な報酬は支払う。



議会活動・議員活動の現状などがいまひとつ見えないので分からない。
議員報酬も、能力、活動に比例するようにすればどうでしょうか。
議員がどのような働きをしているか分からない。議員報酬は働いたことに対するもの。
市の財政等も踏まえ、検討すべきである。
総社市の予算は？賄えるのか？
活動成果に結びつく日当制の方針を取り入れた報酬にする。現在の報酬は見合ったものになっていますか？
国会議員の報酬減額後でよい。

### 議会（議会改革）に対する意見

「忙しい」「忙しくない」は、かなり主観的なものです。現状を分析し、必要であれば増減を議論するというステップが必要かと思います。若者が憧れるよう報酬をはじめ、条件を魅力的にしてほしい。
今後も自己研さんを積み、多くの市民の声を聴いて魅力ある総社市を目指してください。市外からの転入も増え、税収も増える。
今の議会なら半分は町内会長でよいのではないか。その分、選ばれた議員報酬をアップさせる。議員はもっと政策提言をすべき。予算規模の大きな案件については、住民投票にしてもよいのではないか。
議会不要論がなぜあるのか、出るのか。
定数を減らしてもOKだと思う議員は「まだ余力がある」＝「あまり仕事をしていない」と自分で思っている、ということでしょうか？
市の財政のために定数削減したり、報酬減額したりするのはよくない。やはり議会の運営、総社市の未来のためには、ある程度の人数・報酬がなければ良い方向に行かなくなる恐れがあると思う。仕事がきつい、給料が安いではブラック企業みたいで、総社市のために働くぞという議員がいなくなってしまう。市の財政は、人件費を削るのではなく、モノの無駄を省くことでもできると思うし、公共工事なども早急に必要でなければなくてよいし、そうすればいくらでもどうにかなるのでは。今よりももう少し市民に目を向けてみたらどうでしょう？（している人もいますよ）
議員定数を減らせばよいというのだけでは、ダメということがよく分かった。又、議員一人一人が一生懸命に頑張ってくれている総社市議会に誇りをもった。ありがとうございます。チェック機能をしっかりとしてください。
議員の活動内容というものが十分見える状況でないで、なかなか意見を申し上げることはありませんが、市議会の一問一答などいろいろ努力されていることは非常にいいことだと思います。官製談合についての議会の取組は不十分である。
税の使途について真剣に責任と意識をもっていただきたい。現実には議会人は当選後は地域住民の声を聞いているとは思えない。
議会は議員間の討論で市民福祉を向上して、そのために委員会をもっと市民に分かるように

してほしい。
各議員の市政報告をしてほしい。
議員定数を減らすと議論が低調になると、市民の意見が反映されなくなる恐れがある。
発言ノルマ4回/年。住民の期待、問題意識があるのかないのか。これでよいと思うと考えているのでは。提言なしの時代ではない。不勉強で残念である。
議員一人一人がプロフェッショナルとして自負を持って活動してほしい。
24人から21人。①各議員個人個人の諸案件に対する考え方が分かる広報をもっと徹底して前に出してください。②本当に必要であれば、議員報酬はアップすべき。
議員の活動を評価できる選挙制度に変えなければ働くことのできる人は出てこない。
議会のことを身近に考える機会にすることができました。立派な仕事をしていただくためにも、それに相応する報酬でなければいけないと思います。安ければ質も低下するように思えます。
市民とのディスカッションが有効です。市政に携わっている方の意見が重要だった。議員のランク付けは良い意見でした。議会・委員会の参加率も議員報酬に反映させる。
市長、副市長の暴走も止められず日和見主義の集まりなら、リコールで全員が出直すべきと思う。官製談合の追及もできないならば市議会の意味はない。必要なし。
定年制は必要であると思う。
議会の活動をもっと市民に分かるようにしてほしい。市民が議会に興味を持つ仕組み、仕掛けが必要ではないか。若い市民が議員になりたい、なりやすい制度ルールを作してほしい。
議会の内容が分からずに減額、定数減の無責任な意見を言っている人はいるが、議会の内容、必要性が分かる説明責任を果たす必要がある。
議員の数・報酬については、議員がどんな役割をもって、どんな働きをしていたかを地域に帰ってから、あるいは市全体の中でも自慢話をするのでなく、苦勞を含めた話をしてほしい。そうしたことが、選挙の費用を節約することにもなるのではないか。
定数削減するべきではない。今の報酬では生活が成り立たない。生活できるだけの保障(安心しての議員活動)するべきだ。議員は専業とすべし。議員間討議を必ず盛んに(活性化)
日頃の個々の議員の活動については、やはり市民の目からは見えにくいと思う。市民のため、市政のために真剣に考えて行動してほしいし、このような場をまた設けて、市民との交流もしてもらいたい。
定年制導入は検討要。市民との会話、聞こえてこない。何をしているのか。
○議員の責務 1. 政策執行のチェック 2. 政策提言(一議会一件/年) 3. 住民への周知義務と意見吸い上げ(できていませんよ) ○改革を図っても成果なしではどうか。一問一答機能してませんよ。○政策提案と議案修正とは質が違う。住民意見を盛り込んだ新たな提案を。○委員会情報の公開を ○政務活動費の内容の公開を積極的に ○意見を聞く場を広く開いて回数を増やしてください。 ※若人の議員志向は報酬ではないと考える。

## 4. 中国・四国地方の類似団体（人口5万人以上10万人未満）

### の状況

（平成26年10月1日現在）

	議員定数 ①	人 口 ②	議員1人当たり 人口 ②／①	面 積
広島県三原市	28人	98,990人	3,535人	471.13 km <sup>2</sup>
三次市	26人	55,615人	2,139人	778.19 km <sup>2</sup>
島根県浜田市	24人	57,806人	2,409人	689.60 km <sup>2</sup>
山口県萩市	26人	51,965人	1,998人	698.85 km <sup>2</sup>
下松市	20人	56,353人	2,818人	89.44 km <sup>2</sup>
光市	18人	53,250人	2,663人	91.94 km <sup>2</sup>
山陽小野田市	22人	64,719人	2,941人	132.99 km <sup>2</sup>
徳島県鳴門市	22人	61,038人	2,774人	135.46 km <sup>2</sup>
阿南市	28人	76,371人	2,728人	279.54 km <sup>2</sup>
香川県坂出市	22人	55,566人	2,526人	92.47 km <sup>2</sup>
観音寺市	20人	62,832人	3,142人	117.47 km <sup>2</sup>
さぬき市	22人	51,735人	2,352人	158.90 km <sup>2</sup>
三豊市	22人	69,157人	3,143人	222.66 km <sup>2</sup>
愛媛県宇和島市	26人	82,232人	3,162人	469.48 km <sup>2</sup>
四国中央市	26人	91,325人	3,513人	420.50 km <sup>2</sup>

## 5. 県下他市議会の議案数、請願・陳情の処理状況

	市長提出案件	議員提出案件	計のうち			請願処理状況					陳情処理状況						
			計	原案可決	修正可決	否決	受理件数	採択	不採択	継続	審議未了	受理件数	採択	不採択	継続	審議未了	取下
岡山市	386	13	399	262	0	0	4	3	1	0	0	35	8	12	26	0	8
倉敷市	194	11	205	155	0	1	13	2	11	2	2	8	審査しない				
津山市	213	4	217	192	0	0	5	4	1	0	0	10	写しを全議員配布のみ				
玉野市	105	8	113	79	0	1	9	2	8	1	0	9	関係委員会に参考送付				
笠岡市	102	7	109	88	0	0	5	2	3	0	0	0	写しを全議員配布のみ				
井原市	112	5	117	77	0	0	8	5	3	0	0	3	1	2	0	0	0
高梁市	144	7	151	138	0	1	11	4	6	1	0	3	0	2	1	0	1
新見市	161	7	168	144	0	0	4	0	4	0	0	3	1	2	0	0	0
備前市	166	13	179	127	1	1	7	4	2	1	0	17	写しを全議員配布のみ				
瀬戸内市	169	7	176	126	1	1	3	3	0	0	0	4	1	0	1	0	0
赤磐市	144	17	161	114	0	3	5	3	2	0	0	2	写しを全議員配布のみ				
真庭市	198	10	208	172	0	0	4	2	1	0	0	24	10	4	9	0	1
美作市	142	18	160	120	1	0	2	2	0	0	0	3	3	0	0	0	0
浅口市	113	8	121	87	0	1	3	2	0	1	0	3	2	0	1	0	0

注) 1 平成25年中 (出典：議会要覧平成26年版 岡山県市議会議長会)

2 本市の状況は本文に掲載

## 6. 市長提案の議案に対する議会修正の状況（過去5年間）

### ○ 平成22年12月定例会

#### 「総社市新生活交通の運行に関する条例の制定について」議案の修正

新生活交通の運行状況，利用状況等を評価した上で，本条例の施行後1年間を目途に共通区域内の使用料，個別区域，共通区域等を検討し，必要な措置を講ずるものとする旨を附則に追加する修正案を全会一致で可決

### ○ 平成23年12月定例会

#### 「総社市障がい者千人雇用推進条例の制定について」議案の修正

事業主の責務として，災害時の避難対応も行う旨を追加する修正案を全会一致で可決

### ○ 平成25年2月定例会本会議

#### 「総社市総社吉備路文化館条例の制定について」議案の修正

吉備路文化館の使用期間について，市内の類似施設の使用期間は1週間以内であること，また，多くの人に使用できるようにという理由から，文化館の使用期間を「1カ月」から「7日」にする旨の修正案を全会一致で可決

### ○ 平成25年12月定例会本会議

#### 「総社市大規模災害被災地支援に関する条例の制定について」議案の修正

被災地支援の範囲が海外も対象になり得るため，国内に限定する旨を追加する修正案を全会一致で可決

#### 一般会計補正予算案の減額修正

総社市デマンド交通「雪舟くん」のラッピング委託料について，総社市デマンド交通は福祉事業であり，当面の予算はシステムのさらなる充実に使うべきであり，今ここで早急にラッピングを変更するべきではないとの理由から，車両のラッピング委託料358万4千円を減額する内容の修正案を全会一致で可決

### ○ 平成26年9月定例会本会議

#### 一般会計補正予算案の減額修正

本庁舎玄関及び外壁改修工事については，内容を十分検討する必要があることから，工事請負費4,500万円を減額し，関連の債務負担行為を削除する内容の修正案を全会一致で可決

## 7. 議会から提案された議案等の主なもの（過去5年間）

- 平成22年3月定例会  
新交通システム調査特別委員会設置に関する決議について
- 平成23年6月定例会本会議  
市長の内部組織の見直し（政策監の設置義務の見直し）を求める決議について
- 平成24年2月定例会本会議
  - ① 議会の議決すべき事件に関する条例の制定について（総合計画基本構想及び都市計画に関する基本的な方針の策定等を追加するよう改正）
  - ② 総社市新生活交通の運行に関する条例の一部改正について（条例施行以降1年を目途に現状評価等を行うこととしていたが、必要に応じて毎年度見直しが行えるよう改正）
- 平成25年4月臨時会  
総社市の美術館・博物館の建設構想の調査に関する委託について（専門的知見の活用）
- 平成25年6月定例会  
（仮称）総社市美術博物館建設の早期実現を求める決議について
- 平成25年6月定例会  
総社市議会基本条例の制定について
- 平成26年1月臨時会  
官製談合再発防止調査特別委員会の設置に関する決議について
- 平成26年9月定例会  
総社市議会議員政治倫理条例の制定について

## 8. 本会議及び委員会の開催状況並びに一般質問者数

	定数 / 女性	定例会					臨時会			常任委員会	
		招集回数	会期日数	開議日数	質問者数		招集回数	会期日数	開議日数	種類及び委員数	開催日数
					代表	個人					
26年	24 / 3	4	78	20	-	57	3	3	3	総務文教 6 厚生 6 産業水道 6 建設消防 6	総務文教 12 厚生 13 産業水道 7 建設消防 9
25年	24 / 3	4	69	19	-	48	2	2	2	総務文教 6 厚生 6 産業水道 6 建設消防 6	総務文教 11 厚生 10 産業水道 5 建設消防 11
24年	24 / 3	4	70	19	-	47	2	2	2	総務文教 6 厚生 6 産業水道 6 建設消防 6	総務文教 12 厚生 8 産業水道 11 建設消防 8
23年	24 / 3	4	68	18	-	46	1	1	1	総務文教 6 厚生 6 産業水道 6 建設消防 6	総務文教 11 厚生 8 産業水道 8 建設消防 6
22年	24 / 2	4	63	20	-	48	2	2	2	総務文教 6 厚生 6 産業水道 6 建設消防 6	総務文教 5 厚生 5 産業水道 4 建設消防 4
21年	24 / 2	4	61	17	-	45	3	3	3	総務文教 6 厚生 6 産業水道 6 建設消防 6	総務文教 4 厚生 4 産業水道消防 2 産業水道 2 建設消防 2
20年	24 / 3	4	69	18	-	51	1	1	1	総務文教 8 厚生 8 産業建設消防 8	総務文教 4 厚生 4 産業建設消防 4

## 9. 片岡聡一市長に対する問責決議の状況

- 平成24年5月臨時会本会議  
議決した工事請負額を、議決のないまま変更したことから、市長に対する問責決議を全会一致で可決
  
- 平成26年2月定例会本会議  
複数の市職員が官製談合防止法違反で逮捕されたことから、市長の管理監督責任を問う問責決議を全会一致で可決



## 10. 本市人口（面積）の推移

		人口 (人)※1	議員定数 (人)	議員1人当たり 市民の数(人)	市民1,000人当たり 議員の数(人)	有権者数 (人)※3	面積 (km <sup>2</sup> )
合併前 (H17)	総社市	56,531	24	2,355	0.42455		192.26
	山手村	4,018	10	402	2.48880		10.24
	清音村	5,652	10	565	1.76929		9.50
合併直後 在任特例中		66,201	44	1,505	0.66464		212.00
平成18年		66,790	24	2,783	0.35934		
平成19年		66,541		2,773	0.36068		
平成20年		66,723		2,780	0.35970	53,674	
平成21年		66,535		2,772	0.36071	53,658	
平成22年		66,417		2,767	0.36135	53,658	
平成23年		66,416		2,767	0.36136	53,657	
平成24年		66,793		2,783	0.35932	53,939	
平成25年 ※2		67,577		2,816	0.35515	54,014	
平成26年		67,731		2,822	0.35434	54,044	

※1) 人口は、合併前は国勢調査、平成18年以降は住民基本台帳各年4月1日現在（資料：市民課）

2) 平成24年の住基法改正により、平成25年以降は外国人を含む

3) 有権者数は、各年9月2日現在（資料：市選挙管理委員会）

## 11. 行政区域別人口

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総社	19,288	20,209	20,665	20,411
常盤	10,343	10,788	11,956	12,667
三須	3,253	3,130	3,076	2,926
服部	2,114	2,123	2,057	2,144
阿曾	3,082	2,983	2,869	2,800
池田	1,840	1,716	1,543	1,421
秦	2,265	2,142	2,052	1,999
神在	2,332	2,301	2,283	2,193
久代	4,195	4,130	3,967	3,678
山田	925	879	804	755
新本	1,922	1,850	1,749	1,620
日美	2,039	1,897	1,822	1,712
水内	1,197	1,176	1,084	981
下倉	833	781	701	626
富山	469	426	360	306
山手	3,856	4,018	4,050	4,346
清音	5,484	5,652	5,546	5,616
総数	65,437	66,201	66,584	66,201

(注) 資料：国勢調査

駅前一丁目，中央二丁目，中央四丁目，総社一丁目，総社二丁目，  
 総社三丁目は総社へ，駅前二丁目，中央一丁目，中央三丁目，中  
 央五丁目，中央六丁目は常盤に編入

## 12. 議員報酬の経過

年度	議員報酬（円）				期末手当	
	議員	委員長	副議長	議長	6月	12月
昭和 50	140,000	-	155,000	185,000	?	?
昭和 51	170,000	-	190,000	225,000	?	?
昭和 52	190,000	-	210,000	250,000	?	?
昭和 53	205,000	210,000	230,000	270,000	?	?
昭和 54	220,000	225,000	250,000	290,000	150/100	230/100
昭和 55	235,000	240,000	265,000	310,000	150/100	230/100
昭和 56	250,000	255,000	285,000	335,000	150/100	230/100
昭和 60	275,000	282,000	315,000	370,000	150/100	230/100
昭和 62	300,000	307,000	340,000	400,000	150/100	230/100
平成 2	330,000	337,000	370,000	430,000	(170/100) ×1.15(職務加算)	(245/100) ×1.15(職務加算)
平成 3	330,000	337,000	370,000	430,000	(170/100) ×1.15(職務加算)	(255/100) ×1.15(職務加算)
平成 4	363,000	370,000	403,000	463,000	(170/100) ×1.15(職務加算)	(255/100) ×1.15(職務加算)
平成 5	363,000	370,000	403,000	463,000	(170/100) ×1.15(職務加算)	(240/100) ×1.15(職務加算)
平成 7	400,000	410,000	440,000	500,000	(170/100) ×1.15(職務加算)	(230/100) ×1.15(職務加算)
平成 10	400,000	410,000	440,000	500,000	(170/100) ×1.15(職務加算)	(235/100) ×1.15(職務加算)
平成 12	400,000	410,000	440,000	500,000	(155/100) ×1.15(職務加算)	(220/100) ×1.15(職務加算)
平成 13	400,000	410,000	440,000	500,000	(155/100) ×1.15(職務加算)	(205/100) ×1.15(職務加算)
平成 14	400,000	410,000	440,000	500,000	(155/100) ×1.15(職務加算)	(200/100) ×1.15(職務加算)
平成 15	400,000	410,000	440,000	500,000	(155/100) ×1.15(職務加算)	(195/100) ×1.15(職務加算)
平成 16	400,000	410,000	440,000	500,000	(160/100) ×1.15(職務加算)	(170/100) ×1.15(職務加算)

平成 21	400,000	410,000	440,000	500,000	(145/100) ×1.15(職務加算) 特例条例で減額	(160/100) ×1.15(職務加算) 特例条例で減額
平成 22	400,000	410,000	440,000	500,000	(145/100) ×1.15(職務加算) 特例条例で減額	(160/100) ×1.15(職務加算) 特例条例で減額
平成 23	400,000	410,000	440,000	500,000	(160/100) ×1.15(職務加算)	(170/100) ×1.15(職務加算)
平成 24	400,000	410,000	440,000	500,000	(160/100) ×1.15(職務加算)	(170/100) ×1.15(職務加算)
平成 25	400,000	410,000	440,000	500,000	(160/100) ×1.15(職務加算)	(170/100) ×1.15(職務加算)
平成 26	400,000	410,000	440,000	500,000	(160/100) ×1.15(職務加算)	(170/100) ×1.15(職務加算)

出典：議員メモ（議会事務局編）

### 13. 類似団体の議員報酬等の状況

◎人口規模別（67,000人以上 69,000以下を抽出）

市名	人口 (人)	報酬月額（円）			期末手当 合計 (%/100)	加算率
		議長	副議長	議員		
総社市	67,029	500,000	440,000	400,000	330	15
北海道恵庭市	68,893	440,000	385,000	355,000	395	20
福井県敦賀市	68,250	465,500	406,600	386,650	295	20
福井県鯖江市	68,974	490,000	428,000	407,000	295	20
長野県伊那市	68,816	452,115	377,255	354,600	295	40
〃塩尻市	67,974	429,400	358,150	336,300	295	40
茨城県鹿嶋市	68,090	396,000	363,000	342,000	295	15
群馬県藤岡市	68,274	441,000	389,000	370,000	395	20
埼玉県北本市	68,520	429,000	369,000	352,000	395	20
千葉県旭市	67,548	395,000	365,000	340,000	395	15
岐阜県羽島市	67,692	441,750	413,250	394,250	395	20
兵庫県丹波市	67,609	445,000	365,000	330,000	380	10
奈良県大和高田市	68,287	618,000	535,000	498,000	295	45
福岡県八女市	67,951	452,000	404,000	385,000	295	15
熊本県玉名市	68,865	398,050	363,850	341,050	295	15

注）全国市議会議長会調査結果（平成26年12月31日現在）から抜粋

## 14. 類似団体の議員報酬等の状況

◎議員報酬額別（月額 395,000 円以上 405,000 円以下を抽出）

市名	報酬月額 (円)	期末手当			人口 (人)	議員定数
		6月	12月	加算率		
宮城県名取市	395,000	140	155	40	74,740	21
〃 登米市	398,000	140	155	15	84,474	26
〃 栗原市	401,000	140	155	—	73,623	26
新潟県新発田市	396,000	140	155	15	101,085	27
富山県魚津市	400,000	140	155	40	43,722	18
〃 滑川市	400,000	140	155	40	33,510	15
福井県坂井市	400,000	140	155	20	93,956	26
神奈川県座間市	404,000	185	200	20	130,315	23
茨城県常総市	400,000	140	155	15	62,069	22
〃 常陸太田市	395,000	140	155	15	56,305	20
〃 笠間市	400,000	140	155	15	78,391	24
埼玉県新座市	400,000	140	155	20	160,189	26
千葉県袖ヶ浦市	400,000	190	205	10	61,876	24
静岡県焼津市	401,800	140	155	45	140,936	21
愛知県津島市	396,150	140	155	45	64,199	20
〃 知立市	405,000	140	155	45	66,654	20
〃 豊明市	405,000	140	155	45	66,382	20
〃 愛西市	400,000	140	155	20	65,012	20
〃 北名古屋市	400,000	140	155	45	82,021	21
〃 弥富市	397,000	140	155	45	43,366	18
〃 あま市	405,000	142.5	147.5	20	86,693	26
岐阜県可児市	400,000	190	205	20	95,602	22
兵庫県たつの市	404,000	190	205	15	79,455	22
和歌山県田辺市	399,900	187.5	202.5	15	79,631	22
徳島県阿南市	399,000	140	155	15	76,468	28
福岡県古賀市	400,000	140	155	25	58,179	19
長崎県諫早市	405,000	150	165	15	140,323	30
〃 大村市	400,000	140	155	15	93,683	25
宮崎県都城市	400,000	140	155	15	169,722	34
沖縄県宜野湾市	400,000	140	155	15	94,991	28

〃 名護市	400,000	140	155	15	61,550	27
〃 糸満市	396,000	140	155	15	59,851	21

注) 報酬・期末手当・人口＝平成26年12月31日現在

定数＝平成26年10月1日現在

## 15. 専門的知見の活用（議員研修会）の状況

小委員会から、議員定数等の適正な在り方を調査検討するために下記の専門的知見の活用を要請し、特別委員会により決定し、議長から議員研修会講師として次のとおり招聘した。

平成27年4月22日

関西学院大学教授 林 宜嗣 氏

「地方議会の現状と課題 -議員定数と議員報酬-」

【標準的な議員定数計算式】……調査検討報告書本文中に掲載

平成27年7月27日

全国市議会議長会参事・明治大学政治経済学部講師 廣瀬 和彦 氏

「議員定数・議員報酬について」

### 【定数を考えるに当たっての要件】

- ① 会議体としての議会の能率的な運営
- ② 多数の市民が推す優れた人材の選出
- ③ 地方公共団体の組織全体との均衡
- ④ 議会の権能を発揮できる組織体
  - ・議事機関としての権能発揮（予算や条例の審議）……委員会数，委員数
  - ・立案機関としての権能発揮（議員提案条例）……定数は少ない方が早い
  - ・監視機関としての権能発揮（行政チェック）……〃 多い方が行き届く

### 【報酬を考えるに当たっての要件】

- ① 各団体の議会活動状況
  - ・議会活動日数が職務の基本及び議会外の日常議員活動を考慮  
三重県議会，千葉市，会津若松市の積算例
- ② 財政事情

- ③ 住民所得水準
- ④ 類似団体との比較均衡
  - ・ 国会議員歳費
    - i) 歳費÷一般職公務員最高給料額×地方公務員最高給料額
    - ii) 歳費×0.421 (国会議員職務日数／市議会議員職務日数)
  - ・ 市長, 副市長給与との比較
    - i) 市長平均 843,000 円 議員平均 414,000 円 ゆえに 49.1%
    - ii) 副市長平均 712,000 円 ゆえに 58.1%
- ⑤ 世論の動向



## 【付録】 議会活動及び活性化の主な取組

(旧総社市)

・昭和 58 年 12 月 23 日	「総社市議会議員の定数を減少する条例の一部改正について」 原案可決（28 人から 24 人へ）
・平成 8 年 9 月定例会から	㈱KCT が 4 c h で定例会の録画放送開始
・平成 16 年 9 月 27 日	新市発足に向けて、新市議員定数を 24 人に決定 (旧市村人口と定数 旧総社市 56,531 人 24 人 山手村 4,018 人 10 人 清音村 5,652 人 10 人 計 44 人)

(新市以降)

・平成 17 年 3 月 22 日	1 市 2 村の合併により、新総社市が発足（在任特例により 43 人）
・平成 17 年 8 月 1～23 日	議会解散請求に伴い、議員 11 人が辞職
・平成 17 年 8 月 28 日	住民投票により議会解散
・平成 17 年 10 月 2 日	市議会議員選挙（議員定数 24 人）
・平成 18 年 5 月から	定例会の会期日程をホームページに掲載開始
・平成 18 年 8 月から	議会放送の予定をホームページに掲載開始
・平成 18 年 9 月定例会から	倉敷ケーブルテレビの 13 c h で定例会の生放送開始
・平成 19 年 3 月定例会から	本会議の上程議案及びその議決結果をホームページに掲載開始 一般質問の通告一覧をホームページに掲載開始
・平成 19 年 5 月臨時会から	臨時市議会の開催予定をホームページに掲載開始
・平成 19 年 5 月臨時会から 平成 19 年 10 月臨時会まで	地方自治法第 100 条の規定に基づく「建設工事等の入札に係る指名事務調査特別委員会」設置。建設工事等の入札に係る指名事務の改善事項を提言
・平成 20 年 4 月から	政務調査費の収支報告書を提出する際に、領収書添付を義務付 議長交際費の支出状況をホームページ、議会だより、議会事務局で公表開始
・平成 20 年 7 月から	議員の住所、電話番号をホームページで公表開始
・平成 22 年 3 月から	議会だよりの一般質問記事を議員が執筆に変更
・平成 22 年 3 月定例会から 平成 22 年 10 月臨時会まで	新交通システム調査特別委員会設置。デマンドタクシーなどの新交通システムを提言
・平成 22 年 6 月	議会中継のデジタル放送対応のため、議場にカメラ 3 台等の機器設置 一問一答方式の導入に伴い、議員席の一部を改修、質問席を設

	置
・平成 22 年 6 月定例会から	本会議の一般質問の方式に一問一答方式を試行的導入（選択制）
・平成 22 年 6 月 2 日	傍聴規則を改正。傍聴人受付名簿の記入を傍聴券の交付に改め、手続を簡素化
・平成 22 年 12 月定例会から	本会議の一般質問の方式を一問一答方式のみに変更
・平成 23 年 2 月定例会から	各委員長で協議し、委員会の傍聴を原則許可することに決定
・平成 23 年 5 月 10 日	議会改革研修会「住民に役立つ議会改革について」 （元全国都道府県議会議長会議事調査部長 野村稔 氏）
・平成 23 年 6 月定例会から	総社市議会（独自）のホームページを開設 本会議のインターネット配信（生中継・録画中継）開始
・平成 23 年 6 月	総務文教委員会が所管事務調査「吉備路郷土館の活用について」他を実施した調査結果を本会議で報告、調査報告書のとおり議決
・平成 23 年 9 月 30 日	議会改革研修会「自治体議会改革と議会基本条例」 （明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦 氏）
・平成 23 年 10 月 4 日	各常任委員会が所管事務の継続調査申出。所管事務調査を本格実施
・平成 23 年 11 月	各常任委員会の所管事務調査内容を Q & A 方式でホームページへ掲載開始
・平成 23 年 12 月	当局に対し、新年度予算審査の参考資料として「新規政策・事業等概要調書及び事業等説明資料」（議会が様式指定）の作成並びに提出を要求（2 月定例会から運用）
・平成 24 年 2 月定例会	議会提案による議決権の拡大を図る条例可決（総合計画基本構想並びに都市計画マスタープランの策定・変更・廃止を議決事項に追加）
・平成 24 年 3 月	総社市議会初の議会報告会を 3 会場で 4 回（夜間・土日含む。）開催。計約 100 人の市民が参加。議会改革の経過や委員会活動の報告を行い、議会・市政に関する意見交換を実施
・平成 24 年 4 月	成年男女各千人を対象に、総社市議会初の議会による「議会に関する市民アンケート」を実施。745 人から回答（回収率 37.25%）
・平成 24 年 5 月	議会だよりの発行時期を、定例会閉会 2 か月後から 1 か月短縮。閉会の翌月 20 日発刊に改定
・平成 24 年 5 月	当局に対し、議案の参考資料について、より詳細な資料（議会が項目等を指定）の提出を要求（6 月定例会から運用）。また、決算認定の参考資料として「決算調書」（議会が様式を指定）

	の作成並びに提出を要求
・平成24年5月臨時会	地方自治法及び市条例に抵触する工事請負契約変更に関し、市長問責決議を全会一致で可決
・平成24年8月	決算認定の審査のために議会が資料請求した決算調書について、理解を深めることを目的に、厚生委員会が任意で勉強会を開催
・平成24年9月定例会	地方自治法の一部改正に合わせ、本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致をすることができるよう総社市議会会議規則を一部改正
・平成24年9月	議会基本条例の制定に向け、議会運営委員会において検討を開始することを全員協議会において了承
・平成24年11月4, 11日	第2回の議会報告会を公民館分館単位に4会場で開催。市民約50人が出席。1) 議会の仕組みや議会改革の経過 2) 平成23年度決算状況 3) 議員定数や報酬についての考え方を報告し、「コミュニティ活動について」意見交換を実施
・平成24年11月26日	議会運営委員会が議会基本条例について所管事務調査を行い、制定に向けて素案の検討を開始。継続調査とする。この後、3回の調査（H25.1.15, 2.20, 3.6）を経て、原案を決定。平成25年3月18日開催の市議会全員協議会で原案及びパブリックコメントを実施することを決定
・平成25年4月	総社市議会基本条例(案)についてパブリックコメントを実施。意見等の提出期限を平成25年5月20日とする。議会だより2月定例会版（平成25年5月1日発刊）に条例案を全文掲載
・平成25年5月25日	第3回の議会報告会を公民館分館単位に4会場で開催。市民73人が出席。1) 平成25年度予算について 2) 議会基本条例の制定に向けて 3) 議会改革の進捗状況一を報告、市民との意見交換を実施
・平成25年4月19日	総社市の美術館・博物館の建設構想について継続調査を行っていた総務文教委員会が、地方自治法第100条の2に基づき専門的知見の活用を図るため、4月臨時市議会に、「総社市の美術館・博物館の建設構想の調査に関する委託について」議案を提出。原案どおり可決
・平成25年6月	総務文教委員会が「(仮称) 総社市美術博物館建設構想に係る所管事務調査」報告書を作成。6月定例会において調査結果を委員長報告、委員会提出による議案「(仮称) 総社市美術博物館建設の早期実現を求める決議について」を提出。全会一致で可決

・平成 25 年 6 月	6 月定例会で議会運営委員会提案の議案「総社市議会基本条例」を上程，全会一致で可決し，6 月 19 日公布・施行
・平成 25 年 8 月	狭隘であった委員会室を改修。委員会傍聴環境を整備
・平成 25 年 8 月定例会	本会議中の委員会審査を，これまでの 1 日 2 委員会から 1 日 1 委員会に改め，委員外議員の積極的な傍聴を勧奨
・平成 25 年 8 月定例会	総社市議会基本条例第 5 条第 4 項の規定に基づき，請願者を委員会審査に初めて招聘（参考人招致）。請願趣旨の説明，質疑を行う
・平成 25 年 11 月 6 日	議会改革研修会「議会人としての危機管理」（政務活動費・視察・兼業の禁止について）（市町村アカデミー客員教授 大塚康男氏）
・平成 25 年 11 月 10 日	第 4 回の議会報告会を公民館分館単位に 4 会場で開催。市民 60 人が出席。1）議会運営及び改革の取組について 2）平成 24 年度決算の状況について－を報告，市民との意見交換を実施
・平成 25 年 12 月	議案等に対する議員個人の賛否公表を決定。（議会運営委員会決定・全員協議会了承）閉会后速やかに HP へ UP
・平成 26 年 1 月	特別委員会設置を付議事件として臨時市議会の招集を請求
・平成 26 年 1 月臨時会から 平成 27 年 6 月定例会まで	平成 26 年 1 月 27 日開会 官製談合再発防止調査特別委員会（22 人）の設置を議決。同日，官製談合再発防止調査に関する小委員会（8 人）を設置し，以降，特別委員会を 5 回，小委員会を 9 回開催した。 平成 26 年 2 月定例会では，調査結果を委員長が報告。官製談合再発防止に向けた 8 つの対策を提言。その後，公判の傍聴確認や，当局の対応策，対応状況を継続調査し，調査結果を委員長が平成 27 年 6 月定例会で最終報告。調査結果（調査報告書）を全会一致で可決
・平成 26 年 2 月	議会だより一般質問の記事に質問者の顔写真（質問中）の掲載開始（編集委員会決定・全員協議会了承，平成 25 年 12 月議会分から）。読まれる議会だより目指し表紙に版画の掲載も
・平成 26 年 2 月 19 日	第 3 回官製談合再発防止調査特別委員会開催。小委員会が調査内容を特別委員会に報告，了承
・平成 26 年 2 月 20 日	2 月定例会最終日，官製談合再発防止調査特別委員会委員長が調査内容を報告。片岡聡一総社市長に対する問責決議案を全会一致で可決
・平成 26 年 5 月 17，18 日	第 5 回の議会報告会を公民館分館単位に 7 会場で開催。市民 139 人が出席。1）平成 26 年度予算の概要について 2）

	官製談合再発防止調査特別委員会の調査報告について一を報告、市民との意見交換を実施
・平成26年6月	6月定例会から試行的に、タブレット端末等は議長等の許可なく本会議等へ持ち込み可能とする。ただし、情報を外部に発信すること（例：ツイッターへの投稿、ブログへの書き込み、会議の中継等）は認めない
・平成26年7月	総社市議会基本条例第20条第2項の規定に基づき、平成25年度政務活動費収支報告書を総社市議会ホームページで公表。また、平成25年度政務活動費収支報告集計表（議員別）を議会だより（平成26年4月臨時・6月定例会版）に掲載
・平成26年8月	議員定数及び報酬並びに政務活動費に関する議員アンケートを実施（記名式）
・平成26年9月	9月定例会で議会運営委員会提案の議案「総社市議会議員政治倫理条例」を上程、全会一致で可決し、9月19日公布・施行
・平成26年11月8日	議会フォーラム開催。基調講演「住民自治の根幹としての議会を作動させる」山梨学院大学教授 江藤俊昭氏。江藤氏をコーディネーターに議員4人によるパネルディスカッション「議会・議員の責務と役割 その定数・報酬を考える」出席者約250人
・平成26年12月16日	11月定例市議会最終日、議員定数等調査検討特別委員会設置を全会一致で可決。委員は議長を除く23人。特別委員会の調査検討事項を、議員定数等調査検討に関する小委員会（8人）に付託し、調査検討期間を平成27年9月までと決定
・平成27年3月20日	「近年の市長は、報道機関を使っていち早く市民に内容を公表し、さも可決されるのが当然の如き手法で施策を推進している」として、「片岡聡一総社市長の政治手法を改めることを求める決議」を全会一致で可決